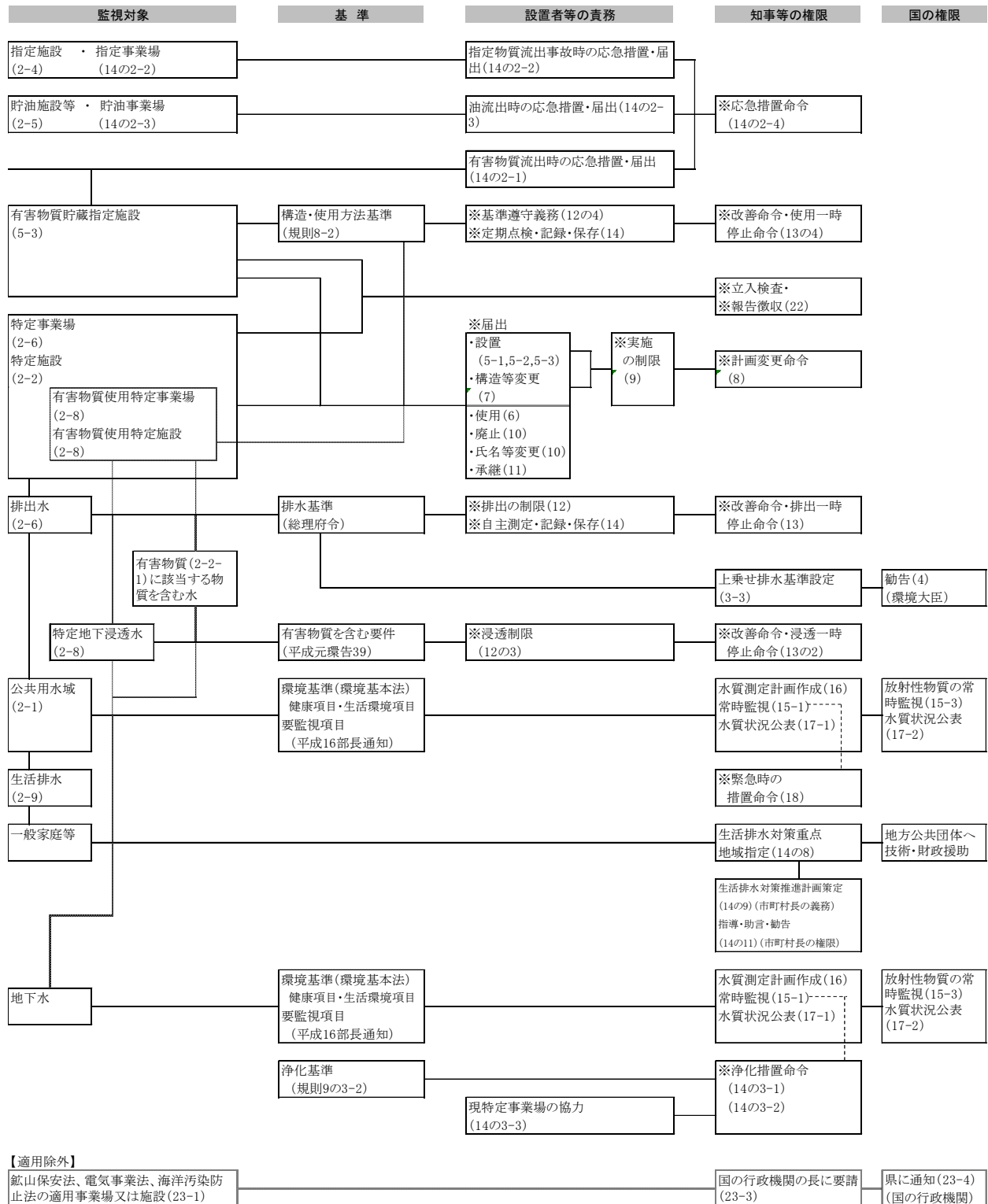


第 2 章 水質汚濁防止法関係

水質汚濁防止法の体系図



備考

- () 内の数字は法の条番号を表す。例えば、(3-2) は法第3条第2項。
- ※印は、罰則適用のある条文を表す。
- 図に掲げた項目以外に、無過失責任(19,20)、総量規制に係るもの、資料提出の要求等(24)、国の援助(25)、研究の推進等(26)、経過措置(27)、事務の委任等(28)、条例との関係(29)などが定められている。

第2章 水質汚濁防止法関係

第1節 環境基準（環境基本法第16条）

1 公共用水域に係る環境基準

（1）各水域への環境基準の適用

項目 水域	人の健康 の保護に 関する 環境基準	生活環境の保全に関する環境基準								
		pH DO 大腸菌数	SS	BOD	COD	全窒素	全燐	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	全亜鉛 LAS ノニル フェノール	底層 溶存 酸素量
河川	◎	○	○	○					○	
湖沼	◎	○	○		○	○	○		○	○
海域	◎	○			○	○	○	○	○	○

備考 ◎：全公共用水域に適用される。

○：水域ごとに適切な類型を当てはめる。

（2）人の健康の保護に関する環境基準

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号・最近改正令和7年3月31日 環境省告示第35号）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- ダイオキシン類の環境基準については、第7章第2節を参照。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号・最近改正令和7年3月31日 環境省告示第35号)

ア 河川 (湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	基準値					利用目的の適応性				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数					
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100mL以下	自然環境保全 水道 1 級				
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100mL以下	水道 2 級 水産 1 級				
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100mL以下	水道 3 級 水産 2 級				
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	工業用水 3 級				
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水 2 級 農業用水				
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	工業用水 3 級 環境保全				

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる)
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100 CFU/100ml以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300 CFU/100ml以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	基 準 値			水生生物の生息状況の適応性
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	
生物A	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
備 考				
基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	基 準 値					利用目的の適応性			
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数				
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL以下	自然環境保全 水道1級 水産1級			
A	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL以下	水道2, 3級 水産2級			
B	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	—	水産3級 工業用水1級 農業用水			
C	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	工業用水2級 環境保全			
備 考									
1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。									
2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。									
3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。									
4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。									
5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。									

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物利用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物利用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入などによる高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	基 準 値		利用目的の適応性			
	全窒素	全燐				
I	0.1 mg/L 以 下	0.005 mg/L 以 下	自然環境保全			
II	0.2 mg/L 以 下	0.01 mg/L 以 下	水道1、2、3級 (特殊なものを除く。)	水産1種		
III	0.4 mg/L 以 下	0.03 mg/L 以 下	水道3級 (特殊なもの)			
IV	0.6 mg/L 以 下	0.05 mg/L 以 下	水産2種			
V	1 mg/L 以 下	0.1 mg/L 以 下	水産3種	工業用水	農業用水	環境保全
備 考 1 基準値は、年間平均とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

(ウ)

項目 類型	基 準 値			水生生物の生息状況の適応性
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	
生物A	0.03 mg/L 以 下	0.001 mg/L 以 下	0.03 mg/L 以 下	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	0.03 mg/L 以 下	0.0006 mg/L 以 下	0.02 mg/L 以 下	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	0.03 mg/L 以 下	0.002 mg/L 以 下	0.05 mg/L 以 下	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	0.03 mg/L 以 下	0.002 mg/L 以 下	0.04 mg/L 以 下	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
備 考 基準値は、年間平均値とする。				

(エ)

項目 類型	基 準 値	水生生物が生息・再生産する場の適応性
	底層溶存酸素量	
生物 1	4.0 mg/L以上	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域
生物 2	3.0 mg/L以上	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域
生物 3	2.0 mg/L以上	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

ウ 海域

(ア)

項目 類型	基準値					利用目的の適応性	
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)		
A	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100mL以下	検出 されないこと。	自然環境保全 水産1級	
B	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出 されないこと。	水産2級 工業用水	
C	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	環境保全	

備考

1 アルカリ性法とは次のものをいう。
試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$COD(02mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$
(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)
(b) : 蒸留水について行なった空試験値(ml)
fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数300 CFU/100mL以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

4 n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は0.5 mg/L

(イ)

項目 類型	基準値		利用目的の適応性			
	全 窒 素	全 燐				
I	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	自 然 環 境 保 全			
II	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	水 産 1 種			
III	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	水 産 2 種			
IV	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	水 産 3 種			
			生物生息環境保全 工 業 用 水			
備 考						
1 基準値は、年間平均値とする。						
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	基準値			水生生物の生息状況の適応性
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	
生物A	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	水生生物の生息する水域
生物特A	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	生物Aのうち水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域
備考 基準値は、年間平均値とする。				

(エ)

項目 類型	基 準 値	水生生物が生息・再生産する場の適応性
	底層溶存酸素量	
生物 1	4.0 mg/L以上	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域
生物 2	3.0 mg/L以上	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域
生物 3	2.0 mg/L以上	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域
備 考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(4) 要監視項目

(ア) 人の健康の保護に係る項目

(平成16年3月31日水環境部長通知 環水企第040331003号・環水土発第040331005号、
最近改正令和7年6月30日水・大気環境局長通知 環水大管発第2506309号)

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) ※	0.00005 mg/L以下
備 考 指針値は、年間平均値とする。 ※PFOS 及びPFOA の指針値については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。			

(イ) 水生生物の保全に係る項目

(平成15年11月5日水環境部長通知 環水企第031105001号・環水管発第031105001号、
最近改正平成25年3月27日水・大気環境局長通知 環水大管発第1303272号)

項目 類型		指 針 値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
河川 湖沼	生物A	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特A	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
	生物B	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特B	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
海域	生物A	0.8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.0009 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
	生物特A	0.8 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.0004 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
備 考 指針値は、年間平均値とする。							

(5) 公共用水域における環境基準の達成状況の評価について

(平成13年5月31日 環水企第92号 最近改正令和7年2月14日 環水大管発第2502142号)

ア BOD、COD及び水生生物保全

(ア) BOD、COD

類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」*が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

(イ) 水生生物保全(全亜鉛、ノニルフェノール、LAS)

当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。なお、当該水域における検出状況が、明らかに人為的原因のみならず自然的原因も考えられる場合や、河川の汽水域において海生生物が優占して生息する情報がある場合には、これらのことを踏まえて判断すること。

(ウ) 複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 湖沼における全窒素及び全リン

(ア) 当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

ウ 海域における全窒素及び全リン

(ア) 当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

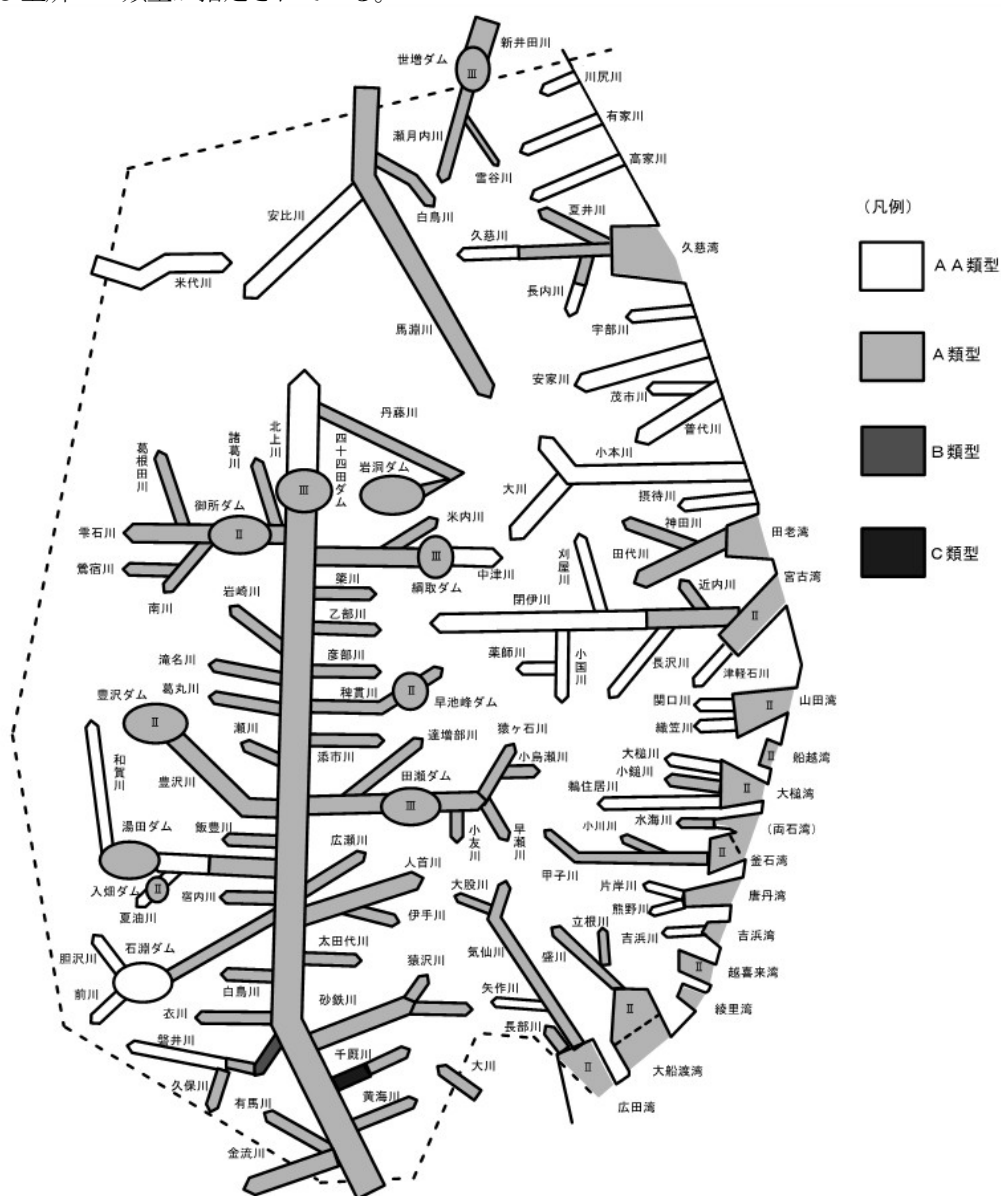
(6) 環境基準（生活環境項目）の類型指定状況

ア

(昭和47年4月18日 県告示第558号 最近改正令和7年3月21日 県告示第155号)

水域区分	指定数	環境基準の類型別指定内訳					
		AA	A	B	C	D	E
河川	91	32	57	1	1	0	0
湖沼	10	0	10	0	0	—	—
海域	15	—	15	0	0	—	—
計	116	30	84	1	1	0	0

(注) 湖沼のうち世増ダム貯水池、綱取ダム貯水池、田瀬ダム貯水池、四十四田ダム貯水池にはA類型のほか全磷のⅢ類型、御所ダム貯水池、早池峰ダム貯水池、豊沢ダム貯水池、入畑ダム貯水池には全磷のⅡ類型が、海域は宮古湾、山田湾、船越湾、大槌湾、釜石湾（甲）、越喜来湾、大船渡湾（甲）、広田湾にA類型のほか全窒素及び全磷のⅡ類型が指定されている。



※北上川本流については、松川合流点から北上川橋までの間pHに関する基準を適用しない。

イ

(国関係：平成18年6月30日 環境省告示第93号)

(県関係：平成22年3月31日 県告示第309号 最近改正令和5年3月17日 県告示第140号)

水 域 区 分	指定数	環境基準の類型別指定内訳			
		生物A	生物特A	生物B	生物特B
河 川	74	74	0	0	0
湖 沼	11	11	0	0	0
海 域	0	0	0	—	—
計	85	85	0	0	0



(7) 公共用水域の水質の測定方法

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最近改正令和7年3月31日 環境省告示第35号)

項 目	測 定 方 法	報 告 下 限 値
カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.0003 mg/L
全シアン	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	※0.1 mg/L
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	0.002 mg/L
六価クロム	JIS K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02 mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによる（ほか、JIS K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うこと。	0.01 mg/L
砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.002 mg/L
総水銀	付表2に掲げる方法	※0.0005 mg/L
アルキル水銀	付表3に掲げる方法	※0.0005 mg/L
P C B	付表4に掲げる方法	※0.0005 mg/L
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006 mg/L
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001 mg/L
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法	0.0002 mg/L
チウラム	付表5に掲げる方法	0.0006 mg/L
シマジン	付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002 mg/L
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001 mg/L
セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.002 mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあってはJIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあってはJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	硝酸性窒素 0.1 mg/L 亜硝酸性窒素 0.1 mg/L
ふっ素	JIS K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200 mLに硫酸10 mL、りん酸60 mL及び塩化ナトリウム10 gを溶かした溶液とグリセリン250 mLを混合し、水を加えて1,000 mLとしたものを用い、JIS K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判断する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法	0.1 mg/L
ほう素	JIS K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	0.1 mg/L
1,4-ジオキサン	付表7に掲げる方法	0.005 mg/L
水素イオン濃度（pH）	JIS K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置**によりこれと同程度の計測結果が得られる方法	
生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K0102-1 18に定める方法	※0.5 mg/L
浮遊物質（SS）	付表8に掲げる方法	※1 mg/L
溶存酸素量（DO）	JIS K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置**によりこれと同程度の計測結果が得られる方法	※0.5 mg/L
大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	※1 CFU/100mL
化学的酸素要求量（COD）	（湖沼）JIS K0102-1 17.2に定める方法 （海域）JIS K0102-1 17.2に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	※0.5 mg/L
n-ヘキサン抽出物質（油分等）	JIS K0102-1 22.5に定める方法	※0.5 mg/L
全窒素	（湖沼）JIS K0102-2 17.3、17.4又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法 （海域）JIS K0102-2 17.4又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法	※0.05 mg/L
全磷	JIS K0102-2 18.4（18.4.1.4のb）を除く。）に定める方法	※0.003 mg/L
全亜鉛	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	※0.001 mg/L
ノニルフェノール	付表9に掲げる方法	※0.0006 mg/L
直鎖7個のベンゼン酸及びその塩（LAS）	JIS K0102-4 6.2.5に定める方法	※0.0006 mg/L
底層溶存酸素量	JIS K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	0.5 mg/L

備考 ※印は国で指定、※※は用語の解説ページを参照

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、最近改正令和7年3月31日 環境省告示第41号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	JIS K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	JIS K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判断する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L以下	JIS K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備 考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125 5.1、5.2又は、5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

※ 地下水に関する要監視項目及び指針値は、第2章第1節1(4)(ア)の公共用水域に関する要監視項目及び指針値のうち、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーの項目を除いたものである。

第2節 排水基準等

1 有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

排水基準（法第3条第2項）（昭和46年6月21日 総理府令第35号別表第1 最近改正令和6年1月25日省令4）

（条例第23条第2項）（平成13年規則第140号別表第9 最近改正令和6年3月29日）

有害物質を含む要件（法第8条、第12条の3）（平成元年8月21日環告39 最近改正令和7年3月31日環告42）

有害物質の種類	許容限度	有害物質を含む要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L	0.001 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L	0.1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1 mg/L	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L	0.005 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/L	0.01 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L	0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4 mg/L	シス体にあつては0.004 mg/L トランス体にあつては0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.002 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10 mg/L 海域に排出されるもの ほう素230 mg/L	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8 mg/L 海域に排出されるもの ふっ素15 mg/L	0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素0.2mg/L、硝酸化合物にあつては硝酸性窒素0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	—	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005 mg/L

備考 1 「検出されないこと」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出量の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排出基準は政令一部改正施行（昭和49.12.1）の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

3 「有害物質を含む要件」に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはならない。

4 六価クロムは電気めっき業のみ暫定排水基準0.5mg/Lが令和6年4月1日から3年間適用される。

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

(令和10年9月30日まで)

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に関して、1リットルにつき1ミリグラム)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件（※1）に該当するものに限る。）※2	40
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）※2	300
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）※2	500
ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	10
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）※2	15
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）※2	30
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）※2	50

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,350
	貴金属製造・再生業	2,800

※1 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位1日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位1日につき立方メートル）

※2 適用期間は、当分の間とする。

2 生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項) (昭和46年6月21日総理府令第35号別表第2 最近改正令和6年1月25日省令4)

(条例第23条第2項) (平成13年規則第140号別表第10 最近改正令和6年3月29日)

項 目	単位	許 容 限 度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上 8.6以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (河川等に排水する場合適用)	mg/L	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼、海域に排水する場合適用)	〃	160 (〃 120)
浮遊物質〔SS〕	〃	200 (〃 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	〃	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	〃	30
フェノール類含有量	〃	5
銅含有量	〃	3
亜鉛含有量	〃	2
溶解性鉄含有量	〃	10
溶解性マンガン含有量	〃	10
クロム含有量	〃	2
大腸菌数	CFU/mL	日間平均800
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均60)
リン含有量	〃	16 (〃 8)

備 考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に
係る排水水について適用する。

3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱
業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量について
の排水基準は、政令一部改正施行（昭和49.12.1）の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場
に係る排水水については、当分の間、適用しない。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適
用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼と
して環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水
の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定
める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として
環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定め
る海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

窒素・磷に係る暫定排水基準（海域関係）

（令和10年9月30日まで）

項 目	業 種	許 容 限 度
窒素含有量 （単位1リットルにつき1ミリグラム）	天然ガス鉱業	160（日間平均 150）
	畜産農業（面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものに限る。）	130（日間平均 110）
	酸化コバルト製造業	200（日間平均 100）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業	4,100（日間平均 3,100）
磷含有量 （単位1リットルにつき1ミリグラム）	畜産農業（面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものに限る。）	22（日間平均 18）

亜鉛含有量に係る暫定排水基準

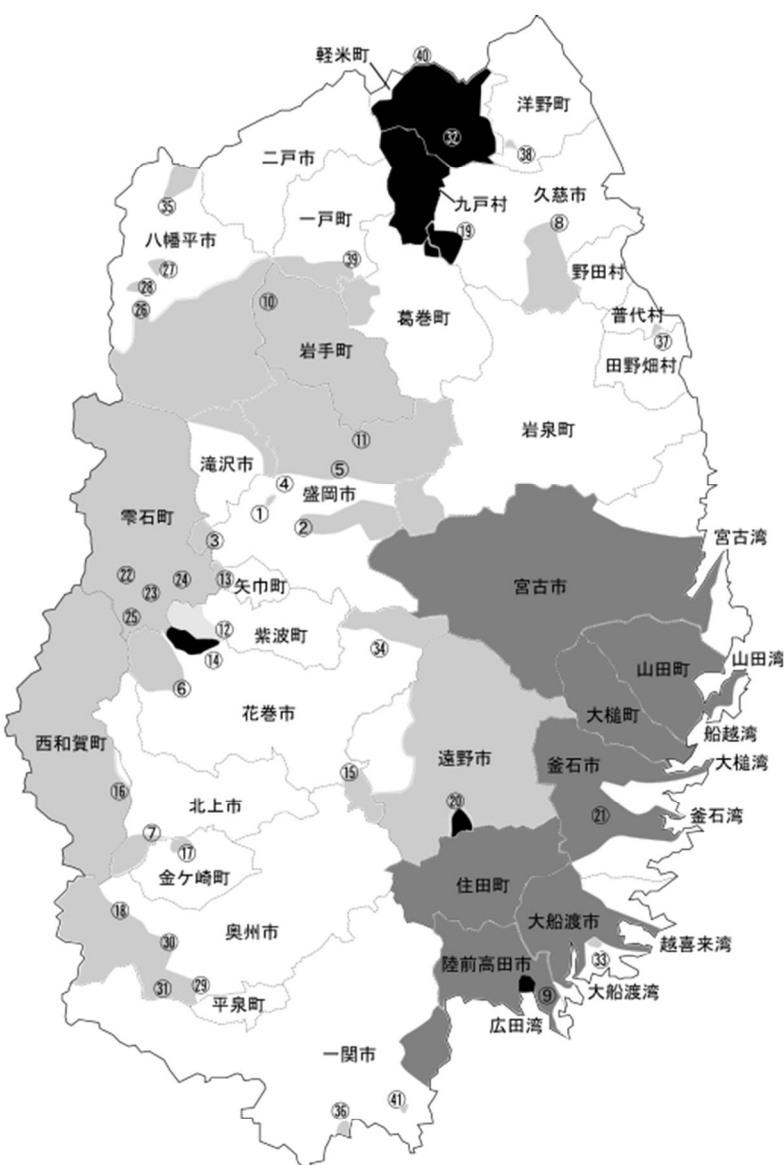
（令和6年12月10日まで）

項 目	業 種	許 容 限 度
亜鉛含有量 （単位1リットルにつき1ミリグラム）	電気めっき業	4

参考

(1) 窒素含有量又は燐含有量の排水基準が適用される湖沼とその流域
(昭和60.5.30環境庁告示第27号)

湖沼の名称	適用項目	
	窒素	燐
① 高松池		○
② 綱取ダム貯水池		○
③ 御所ダム貯水池		○
④ 四十四田ダム貯水池		○
⑤ 外山ダム貯水池		○
⑥ 豊沢ダム貯水池 (豊沢湖)		○
⑦ 入畑ダム貯水池		○
⑧ 滝ダム貯水池		○
⑨ 古川沼	○	○
⑩ 一方井ダム貯水池		○
⑪ 岩洞ダム貯水池 (岩洞湖)		○
⑫ 山王海ダム貯水池		○
⑬ 煙山ダム貯水池		○
⑭ 葛丸ダム貯水池	○	○
⑮ 田瀬ダム貯水池		○
⑯ 湯田ダム貯水池 (錦秋湖)		○
⑰ 千貫石ダム貯水池 (千貫石ため池)		○
⑱ 胆沢ダム貯水池		○
⑲ 瀬月内ダム貯水池		○
⑳ 遠野ダム貯水池	○	○
㉑ 日向ダム貯水池	○	○
㉒ 鶯宿ダム貯水池		○
㉓ 外樹沢ダム貯水池		○
㉔ 矢櫃ダム貯水池		○
㉕ レン滝ダム貯水池		○
㉖ 荒沢一号ダム貯水池		○
㉗ " 三 "		○
㉘ " 二 "		○
㉙ 衣川三号ダム貯水池		○
㉚ 衣川一号ダム (増沢) 貯水池		○
㉛ 衣川二号ダム貯水池		○
㉜ 雪谷川防災ダム貯水池		○
㉝ 綾里川ダム貯水池		○
㉞ 早池峰ダム貯水池		○
㉟ 根石ダム貯水池		○
㊱ 相川ダム貯水池		○
㊲ 普代ダム貯水池		○
㊳ 大野ダム貯水池		○
㊴ 大志田ダム貯水池		○
㊵ 世増ダム貯水池 (岩手県側)		○
世増ダム貯水池 (青森県側)	○	○
㊶ 金越沢ダム貯水池		○



海域に係る窒素と燐の排水基準が適用される地域
 燐の排水基準適用対象湖沼地域
 窒素と燐の排水基準適用対象湖沼地域

(2) 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る
海域を定める件 (平成5.8.27環境庁告示第67号)

名称	範囲
宮古湾	岩手県宮古市閉伊崎北端と市姉ヶ崎東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
大船渡湾	岩手県大船渡湾湾口防波堤両先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域
広田湾	岩手県陸前高田広田崎南端と宮城県本吉郡唐桑町字高石浜396番地東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
釜石湾	岩手県釜石市鏡島先端と市鶯ノ巣崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
大槌湾	岩手県釜石市御箱崎と上閉伊郡大槌町野島鼻を結ぶ線、同島南端から236度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

越喜来湾	岩手県気仙郡三陸町大塩崎と町脚崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
船越湾	岩手県上閉伊郡大槌町野島鼻から18度に引いた線、同島南端から236度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
山田湾	岩手県宮古市根滝三角点 (北緯39度31分17秒東経142度3分40秒) と下閉伊郡山田町小根が崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
気仙沼湾	宮城県本吉郡唐桑町上鮎立278番地西端と気仙沼市恵比寿鼻を結ぶ線、同市龍舞崎と市岩井崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

備考 海域の範囲又は位置は、平成5年10月1日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

3 上乗せ排水基準

(法第3条第3項・第4項)

(水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例昭和48年3月30日条例第31号、最近改正昭和54年条例24)

[項目の単位はpH以外 mg/L]

規 制 水 域	日 平 均 排 水 量	項 目 工場・事業場の区分 (施設は政令別表 第1の号番号)	水素イオン濃度 (pH) (海域に排出されるもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (河川等に排出されるもの)		化学的酸素要求量 (COD) (湖沼、海域に排出されるもの)		化学的酸素要求量 (COD) (河川等に排出されるもの)		浮遊物質質量 (SS)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	法に定める生活環境に係る一律排水基準値の適用	
				最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大		
新井田川河口水域	50㎡以上	第2号から第18号まで掲げる施設 (第10号の蒸留酒・混成酒製造業用を除く。)を設置するもの	—	150	120	—	—	—	—	150	120	10	—	—	—	左記項目以外全部	
		第10号施設で蒸留酒・混成酒製造業用を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	150	120	—	—	—	—		
		第23号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	110	90	—	—	—	—		
		第24号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	60	50	—	—	—	—		
		第61号及び第63号(金属製品製造業に限る。)施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	40	30	—	—	—	—		
		第62号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	40	30	—	—	—	—		
		第64号(ガス供給業に限る。)施設を設置するもの。	—	30	20	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—		
		第69号施設を設置するもの。	—	80	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第72号施設を設置するもの。	—	40	30	—	—	—	—	80	60	—	—	—	—		
		各号(第1号(鉱業に係る部分に限る。以下同じ。)、第1号の2、第60号及び第74号を除く。)施設のうち前各項の施設以外を設置するもの	—	60	50	—	—	—	—	80	60	—	—	1	—		—
	50㎡未満	第72号施設を設置するもの	—	40	30	—	—	—	—	80	60	—	—	—	—	全部	
	全て	第1号及び第60号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
釜石湾水域	40㎡以上	下水道整備地域に各号の施設を設置するもの		5.8以上 8.6以下	25	20	25	20	—	—	90	70	—	2	1	—	左記項目以外全部
		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	第1号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	—	—	—	120	100	—	—	—	0.2	
			第2号から第18号までの施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	120	100	—	—	120	100	—	—	—	—	
			第61号の施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	20	15	20	15	50	40	—	2	1	—	
			第72号の施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	40	30	40	30	—	—	90	70	—	—	—	—	
			第73号の施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	25	20	25	20	—	—	90	70	—	2	1	—	
			各号(第1号の2、第60号及び第74号を除く。)施設のうち前各項の施設以外を設置するもの	5.8以上 8.6以下	50	40	50	40	—	—	90	70	—	2	1	—	
	40㎡未満	下水道整備地域に第1号、第72号及び第60号の施設を設置		5.8以上 8.6以下	25	20	25	20	—	—	90	70	—	2	1	—	全部
		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	第1号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	—	—	—	120	100	—	—	—	0.2	
			第72号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	40	30	40	30	—	—	90	70	—	—	—	—	
	全て	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	第60号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全部

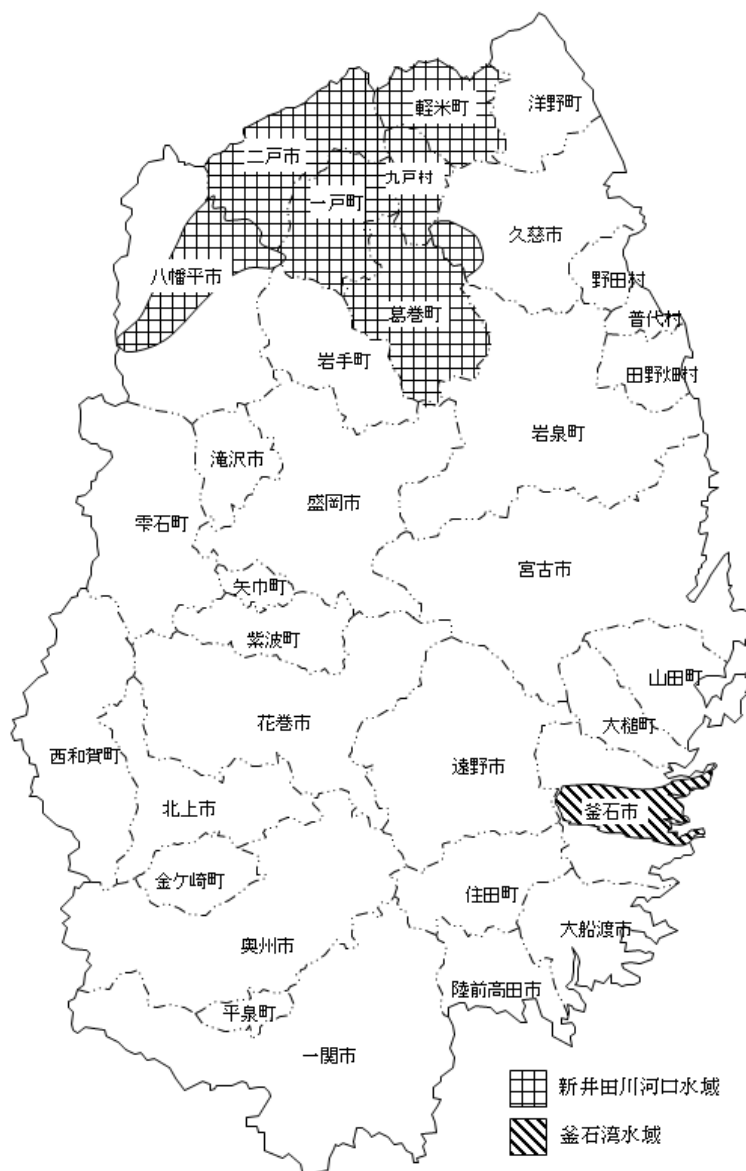
・政令別表第1の業種名、施設名は「第3節 特定施設等 1 法の特定施設」を参照

備考1 新井田川河口水域について

- (1) 「新井田川河口水域」とは、相坂川河口左岸（青森県上北郡おいらせ町宇新田18の4番4号地先）から鮫岬北端（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡手10番地先）に至る陸岸の地先海域に流入する公共用水域のうち岩手県区域をいう。
- (2) 72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満の場合についても、この表に掲げる上乗せ排水基準のほか、水質汚濁防止法第3条第1項の規定により定められた排水基準（以下「法第3条第1項の排水基準」という。）を適用する。
- (3) 第1号又は第60号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満の場合についても、法第3条第1項の排水基準を適用する。
- (4) 一の工場又は事業場が同時に2以上の業種に属し、又は2以上の施設を設置する場合において、これらの業種又は施設につき異なる許容限度の上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準が定められているときは、これらの基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- (5) 第1第74号に掲げる施設を設置する事業場に係る排水水については、当該事業場を当該事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場の属する業種に属するものとみなし、当該工場又は事業場に係る上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準を適用する。この場合において、汚水又は廃液を排出する工場又は事業場が属する業種又は設置する施設につき異なる許容限度の上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準が定められているときは、備考1(4)の規定を準用する。

備考2 釜石湾水域について

- (1) 「釜石湾水域」とは、釜石市箱崎町第4地割75番の3地先オイデ崎と釜石市大字平田第8地割117番の1地先尾崎を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びに水海川並びにこれらに流入する公共用水域をいう。
- (2) 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) この表に掲げる上乗せ排水基準及び法第3条第1項の排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が40m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。ただし、第1第1号、第60号又は第72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、1日当たりの平均的な排水の量が40m³未満の場合についても適用する。
- (4) 第61号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合についても、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準を適用する。
- (5) 備考1の(4)及び(5)の規定は、釜石湾水域に係る工場又は事業場に係る排水水について準用する。



4 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

(昭和49年9月30日環境庁告示第64号 最近改正令和7年3月31日 環境省告示第36号)

項 目	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	JIS K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法（ただし、14.2に定める方法にあつては4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
有機燐化合物	JIS K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJIS K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛及びその化合物	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法（ただし、13.2に定める方法にあつては4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を、13.4に定める方法にあつては4.2.4.4又は4.2.4.5に定める操作を行うものとする。）
六価クロム化合物	JIS K0102-3 24.3.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、24.3.3.4のb）及び24.2に定める方法）又はJIS K0102-3 24.3.2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素及びその化合物	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀化合物	告示付表3に掲げる方法及び付表1に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	JIS K0093に定める方法又は告示付表4に掲げる方法
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
チウラム	告示付表5に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
セレン及びその化合物	JIS K0102-3の26.2、26.3又は26.4に定める方法
ほう素およびその化合物	JIS K0102-3 5.2、5.3、5.5又は5.6に定める方法

項 目	測 定 方 法
ふっ素及びその化合物	JIS K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、JIS K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2及び5.5（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。）又は5.2.2及び5.6に定める方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはJIS K0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6又は13.7に定める方法（ただし、13.4、13.5又は13.6に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2又は13.2.4に規定する方法とする。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつてはJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつてはJIS K0102-2 15.7又は15.8に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて15.3（15.3.4 l）及びm）の式中 $[-\rho \text{NO}_2^- \times 1.348]$ を除く。）、15.4（15.4.4 g）及びh）の式中 $[-\rho \text{NO}_2^- \times 1.348]$ を除く。）又は15.6（15.6.4 g）及びh）を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	JIS K0102-1 12に定める方法
生物化学的酸素要求量	JIS K0102-1 18に定める方法
化学的酸素要求量	JIS K0102-1 17.2に定める方法
浮遊物質	告示付表8に掲げる方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	JIS K0102-1 22.3又は22.4に定める方法
フェノール類含有量	JIS K0102-4 5.2.3（ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3に規定する方法を除く。）又は5.2.4（ただし、試験操作を行うときは、JIS K0170-5のうち6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。）に定める方法
銅含有量	JIS K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法
亜鉛含有量	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4又は12.5に定める方法
溶解性鉄含有量	JIS K0102-3 16.3、16.4若しくは16.5に定める方法又は付表2に掲げる方法
溶解性マンガン含有量	JIS K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法
クロム含有量	JIS K0102-3 24.2に定める方法
大腸菌数	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年／厚生省／建設省／令第1号）に規定する方法
窒素含有量	JIS K0102-2 17.2、17.3又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法
リン含有量	JIS K0102-2 18.4（18.4.1.4のb）を除く。）に定める方法

5 排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定方法等 (法第14条、規則第9条)(条例第89条)

項 目	内 容
測定項目	排水水については、排水基準（上乗せ排水基準を含む。）が定められている事項のうち、排水口ごとに届け出られている項目。特定地下浸透水については、届け出られている有害物質。
測定頻度	1年に1回以上。ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る。）からの排水水のうち、一部項目（砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量）については3年に1回以上。
測定時期	排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取。
測定方法	排水水については、「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法を定める件」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）による。特定地下浸透水については、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法」（平成元年8月21日環境庁告示第39号）による。 外部に分析を依頼する場合は計量証明事業者に委託することが望ましい。
記録・保存	省令様式第8又は県規則様式第17号に記録し、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量証明書とともに3年間保存。なお、計量証明書を保存する場合は、様式第8又は様式第17号への転記を要しない。

第3節 特定施設等

1 法の特定施設

(法第2条第2項)(令第1条・別表第1(昭和46政令第188号) 最近改正令和元年政令44号)

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
1	イ 選鉱施設 【採掘した鉱石(石炭、亜炭、石油および天然ガスを除く。)の選別、品位向上のための処理を行う湿式の施設のうち、金属鉱物の処理における重液選鉱機、比重選鉱機および浮遊選鉱機ならびに非金属鉱物の処理における水を使用する篩分施設 (注) 粘土鉱業の用に供する選鉱施設の概念は、水洗式分別機を含む。】 ロ 選炭施設 【採掘した石炭または亜炭(原炭)および水洗炭業におけるぼたの選別、品位向上等の処理を行う施設のうち、石炭または亜炭(原炭)の処理における重液洗炭機およびジグ、浮遊洗炭機ならびにぼたの処理における水洗施設】 ハ 坑水中和沈でん施設 【鉱物の採掘にともなって坑口より排出される坑水の処理を行う施設のうち、中和装置および沈殿処理施設(沈殿のみを行うものを含む。)] ニ 掘削用の泥水分離施設 【石油(可燃性天然ガスを含む。)坑を掘削する際使用する循環泥水から捨石を分離除去する装置のうち、シエルシェーカー、デサンダー、デシルターおよび泥だめ】	051 金属鉱業 052 石炭・亜炭鉱業 053 原油・天然ガス鉱業 055 窯業原料用鉱物鉱業 059 その他の鉱業 (注) 非鉄金属の精錬および精製に係る事業場は鉱業法および鉱山保安法の適用を受けるものであっても、本法による特定施設に関しては非鉄金属製造業として、令別表第2第62号によるものとする	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
1の2	イ	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	012 畜産農業 0134 畜産サービス業 741 獣医業 8032 競馬場 8035 競馬きゅう舎 805 公園、遊園地 8041 乗馬クラブ	昭和47.10.1政 令に追加。
	ロ	豚房施設（豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に 係るものを除く。）	8711 農業協同組合 812～814 小学校～高等学 校、中等教育学校	
	ハ	牛房施設（牛房の総面積が200m ² 未満の事業場に 係るものを除く。）	816 農業大学校等 8214 動物園等 711 自然科学研究所 973 動物検疫所	
2	イ	馬房施設（馬房の総面積が500m ² 未満の事業場に 係るものを除く。）		
	ロ	原料処理施設 【肉製品製造業における解凍槽、脱血施設およ び塩づけ槽ならびに食鳥処理加工業における放 血施設および湯づけ施設】	091 畜産食料品製造業	
	ハ	洗浄施設（洗びん施設を含む。） 【食鳥処理加工業における体洗浄機ならびに乳 製品製造業における洗びん機、洗缶機および自 動洗浄機】 湯煮施設 【畜肉製品製造業における湯煮槽】		
3	イ	水産食料品製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの	092 水産食料品製造業	
	ロ	水産動物原料処理施設 【水産動物の頭、内臓、骨等処理する解体処 理機、冷凍品の解凍を行う解凍槽（マナイタ、 包丁等の器具類を除く。）】 洗浄施設 【原料を水づけまたは水洗により洗浄する施設 のうち、寒天製造業における水づけ槽および注 水により凍結寒天を解凍する解凍装置ならびに 水産ねり製品製造業または冷凍および生すり身 製造業における魚肉洗浄機および水晒タンク】		
	ハ	脱水施設 【脱水または脱汁を行う施設のうち、寒天製造 業、すり身製造業または水産ねり製品製造業に おける遠心分離機、スクリーンプレスおよび圧 搾施設】		

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ニ ホ	ろ過施設 【寒天製造業における煮熟後の原料寒天を各種 フィルターを用いてろ過する施設 湯煮施設 【原料を湯煮により加熱処理する施設 (蒸煮施設を除く。)]】		
4	イ ロ ハ ニ	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【果実の剥皮、身割、除核、または野菜の剥皮 を行う施設（剥皮機、身割機器等） アスパラガス缶詰製造業におけるりん片除去 機、みかん缶詰製造業における酸またはアルカ リ処理施設、もも缶詰製造業におけるスティ ームブランチャーおよびマッシュポテト製造業に おけるプレッシャーSteamer】 洗浄施設 【原料に付着する土砂、農薬、微生物等を水洗 除去（噴射によるものを含む）する施設および 塩蔵原料の脱塩または脱臭を行うための水洗施 設】 圧搾施設 【野菜つけ物製造業における塩蔵原料の脱水を 目的とする圧搾機】 湯煮施設 【果実かん詰製造業におけるブランチャーなら びにマッシュポテト製造業におけるプレクッ カーおよびクッカー】	093 野菜缶詰・果実缶詰・農 業保存食料品製造業の 業種のうち、ジュース原 液製造業（10号に該当す る。）を除いたものおよ びマッシュポテト製造 業	
5	イ ロ ハ	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン 酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供 する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【トマトケチャップ製造業におけるパルパー及 びフィニッシャー】 洗浄施設 【しょう油、食酢またはソース製造業における 洗びん機、マヨネーズ製造業における洗卵機、 みそ製造業における米または大豆の洗浄機およ びしょう油製造業におけるろ布の洗濯機】 湯煮施設 【みそ製造業における浸せき後の原料大豆を湯 煮する施設】	094 調味料製造業のうち 0949（その他の調味料製 造業）を除いたもの	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ニ ホ ヘ	濃縮施設 【加熱減圧等による濃縮施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業における母液の真空濃縮機ならびにトマトソース製造業における濃縮釜および真空濃縮機】 精製施設 【グルタミン酸ソーダ製造業における活性炭、活性白土、イオン交換樹脂等を使用する精製分離施設】 ろ過施設 【グルタミン酸ソーダ製造業におけるフィルターにより固体と液体に分離する施設】		
6		小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 【調質工程前のウォッシャー】	0962 小麦粉製造業	
7	イ ロ ハ ニ ホ	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【てん菜糖製造業における糖液浸出施設（ディヒュージョンタワー）】 洗浄施設（流送施設を含む。） 【てん菜糖製造業における原料てん菜貯留槽からてん菜洗浄機までの流送施設およびてん菜洗浄施設】 ろ過施設 【各種フィルターを用いて溶液と固体とを分離する施設】 分離施設 【遠心分離機】 精製施設 【イオン交換樹脂、粒状炭吸着塔、活性炭混和槽および骨炭塔】	095 糖類製造業のうち0953 （ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業）を除いたもの	
8		パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう 【あん汁を攪拌、自然沈降によりあんと上澄液を分離する施設（あん汁または上澄液の濃縮水洗分離を行うノズル型セパレーターを含む。）】	097 パン・菓子製造業のうち0974（米菓製造業、9号に該当する）を除いたもの 0994 製あん業	
9		米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 【原料米を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）】	0974 米菓製造業 0999 他に分離されない食料品製造業のうち、こうじ製造業および種こうじ製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
10	イ ロ ハ ニ ホ ヘ	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【蒸りゅう酒製造業における原料糖みつの清澄施設】 洗浄施設（洗びん施設を含む。） 【清涼飲料、ビールまたはジュース製造業における洗びん施設ならびに清酒製造業における洗米機および洗びん施設】 搾汁施設 【ジュース製造業におけるジュースエキストラクター】 ろ過施設 【清酒製造業におけるろ過施設】 湯煮施設 【3のホと同じ】 蒸留施設 【蒸留酒または飲用アルコール製造業における蒸留施設】	101 清涼飲料製造業 102 酒類製造業 103 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く。) 093 野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業)のうちジュース原 液製造業	
11	イ ロ ハ ニ ホ	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【魚粉食料製造業における原料貯蔵施設および羽毛粉飼料製造業における羽毛を高压加熱処理する圧力釜】 洗浄施設 【原料を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）】 圧搾施設 【魚粉食料製造業における煮熟した魚体等を圧搾して魚汁または魚油とケーキに分離する施設】 真空濃縮施設 【フィッシュソリュブルの製造における真空濃縮施設】 水洗式脱臭施設 【油かすまたはフィッシュミールの製造過程において発生する悪臭を水洗式により除去する施設】	1061 配合飼料製造業のうち 動物性原料を使用する 飼料の製造業 1062 単体飼育製造業のうち 動物性原料を使用する 飼料の製造業 1063 有機質肥料製造業	
12	イ	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【動物油脂製造業における動物原料煮沸施設】	098 動植物油脂製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ロ ハ ニ	洗浄施設 【脱酸のためのアルカリ処理後の油脂を温湯で洗浄する施設】 圧搾施設 【原料を煮沸後圧縮して煮汁と煮かすに分離する施設】 分離施設 【動物油脂製造業における遠心分離機、抽出および静置分離機】		
13	イ ロ ハ	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【原料糖みつの清澄機】 洗浄施設 【菌体分離後のクリーム洗浄施設】 分離施設 【菌体分離のための遠心分離機】	0999 他に分類されない食料品製造業のうちイースト製造業	
14	イ ロ ハ ニ	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料浸せき施設 【コーンスターチ製造業における亜硫酸浸漬槽】 洗浄施設（流送施設を含む。） 【原料いもの洗浄機および原料を貯蔵庫から洗浄機まで流送する施設】 分離施設 【脱汁機、デカンター、ふるい分機ノズルセパレーター、すり込み沈殿槽、寄せ込み沈殿槽、テーブルならびにコーンスターチ製造業における洗浄濃縮機、遠心分離機およびオリバーフィルター】 渋だめ及びこれに類する施設 【濃厚汁液貯留池および土肉だめ】	0991 でん粉製造業 1699 他に分類されない化学工業製品製造業のうちデキストリン製造業（化工でん粉製造業を含む。）	
15	イ ロ ハ	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【原料でん粉乳液そう、動力ふるい機、遠心分離機およびオリバーフィルター】 ろ過施設 【7のハと同じ】 精製施設 【イオン交換樹脂塔】	0953 ぶどう糖、水あめ・異性化糖製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
16		麺類製造業の用に供する湯煮施設 【生めんのゆで釜】	0992 めん類製造業	
17		豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 【原料豆（粉碎されたものを含む）を煮沸する施設】	0993 豆腐・油揚げ製造業 0996 そう（惣）菜製造業のうち煮豆製造業	
18		インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 【コーヒーの成分を抽出する施設】	1032 コーヒー製造業のうちインスタントコーヒー製造業	
18の2	イ ロ ハ	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【解凍施設、切割処理施設、剥皮機、身割機、プレッシャースティーマーおよびカッター】 湯煮施設 【原料を湯煮により加熱処理する施設】 洗浄施設 【原料を水づけ又は水洗により洗浄する施設および施設又は機器を洗浄する施設】	0995 冷凍調理食品製造業	昭和57. 1. 1政令に追加。
18の3	イ ロ	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 水洗式脱臭施設 洗浄施設	105 たばこ製造業	昭和57. 1. 1政令に追加。
19	イ ロ ハ ニ ホ ヘ	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの まゆ湯煮施設 副蚕処理施設 【生糸を繰り終わった後のくず繭または薄皮を熱湯に浸せきし、鉄櫛で削り、繭層部分と蛹を分離する施設】 原料浸せき施設 【原料を浸せき、煮沸または水洗する施設】 精練機及び精練そう 【天然繊維中の不純物、製造工程中の糸または布に付着した油分等を除去するためカ性ソーダ、ソーダ灰および助剤としてのアニオンまたは非イオン系界面活性剤を使用して煮沸蒸解する施設】 シルケット機 【原皮に光沢と染着性を付与するため原皮をアルカリ液に浸せきし、脱液する施設】 漂白機及び漂白そう 【繊維中の色素を漂白剤を用いて脱色する施設】	11 繊維工業の業種から20号の業種を除いたもの	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ト チ リ	染色施設 【染色槽、染色機、図柄、印捺施設、不要の染料、糊等を洗い落とす施設】 薬液浸透施設 【織物の樹脂加工施設および各種薬剤または糊剤を使用して仕上げを行う施設】 のり抜き施設		
20	イ ロ	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 洗毛施設 【羊毛またはその他の獣毛を各種洗剤を用いて洗毛する施設（再洗機を含む。）】 洗化炭施設 【羊毛またはその他の獣毛を洗毛、かつ、化炭（不純物を希硫酸に浸し、炭粉にして払い落とすこと。）する施設】	1116 毛紡績業のうち洗毛を行うもの 1156 整毛業	
21	イ ロ ハ	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 湿式紡糸施設 【紡糸原液を凝固浴中に吐出して繊維を形成するための施設】 リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 【アルカリで蒸煮したリントーを薬液で処理し精製する施設および紡糸後の繊維を薬液で処理して精練する施設】 原料回収施設 【レーヨン製造業におけるカ性ソーダおよび二硫化炭素の回収装置、ナイロンまたはアクリル繊維製造業における未反応モノマーの洗浄装置ならびにポリエステル繊維製造業におけるエステル交換時のメタノール、エチレン、グリコールおよびテレフタル酸の回収装置】	1112 化学繊維製造業	
21の2		一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー 【高圧水を使用する木材皮剥機】	1211 一般製材業 1213 木材チップ製造業	昭和57. 1. 1政令に追加。
21の3		合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 【単板に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設】	1222 合板製造業	昭和57. 1. 1政令に追加。
21の4	イ ロ	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 湿式バーカー 【高圧水を使用する木材皮剥機】 接着機洗浄施設 【木片に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設】	1225 パーティクルボード製造業	昭和57. 1. 1政令に追加。

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
22	イ ロ	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 湿式バーカー 【高圧水を使用する木材皮剥機】 薬液浸透施設 【薬液加工浸透、薬液木口圧入等により防腐剤を木材に浸透させる設備】	1291 木材薬品処理業	
23	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料浸せき施設 【冷ソーダ法CGP製造用チップ浸せき施設、古紙処理施設のうちの故紙解離施設（パルパー等）、セロファン製造施設のうちのパルプのカ性ソーダ浸せき施設、バルカナイズドファイバー製造施設のうちの塩化亜鉛溶液浸せき施設およびこうぞまたはみつまたの黒皮を剥離するための水づけ施設】 湿式バーカー 【22のイと同じ】 碎木機 【木材を破碎する施設（RGP製造施設含む。）】 蒸解施設 【木材その他の原料に係るチップ等を蒸煮する施設】 蒸解廃液濃縮施設 チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 【チップに付着する泥等を洗浄するための水槽または加圧放水装置および蒸解後のパルプを洗浄する施設ならびに上記の洗浄施設に付属するスクリーンプレスおよびディスクプレス】 漂白施設 【漂白塔、漂白槽、およびそれらに付属する洗浄施設】 抄紙施設（抄造施設を含む。） 【パルプマシンおよびウエットマシン（乾燥工程以降の施設を除く。）】 セロハン製膜施設 【セロハン膜の製造に係る施設（乾燥工程以降の施設を除く。）】 湿式繊維板成型施設 【水を使用して製造する繊維板の製造に係るホットプレス】 廃ガス洗浄施設 【製造工程中に排出される不要ガス中の有害ガス、粉じん等を水等を使用して除去する施設】	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
23の2	イ ロ	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 自動式フィルム現像洗浄施設 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 【感光膜付印刷版（PS版）の現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作を全て自動式で行うもの】	151 印刷業 152 製版業 413 新聞業 414 出版業	昭和57.1.1政令に追加。
24	イ ロ ハ ニ ホ	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ろ過施設 【薬品処理後の燐鉱石から燐酸を分解した後の粗石膏をフィルターを用いて水洗精製する施設】 分離施設 【アンモニア肥料製造業における原料ガス中の炭酸ガスをペトロコーク法により除去するために循環使用する脱炭酸ガス溶液から不純物を除去する施設】 水洗式破碎施設 【熔成燐肥製造業において熔融した鉱石に水を加え急速に冷却することにより砂状の製品とするための施設】 廃ガス洗浄施設 【23のルと同じ】 湿式集じん施設 【水を使用して粉じんを除去する施設】	161 化学肥料製造業	
25		[削除]	[削除]	水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令(平成29年8月16日施行)附則による改正
26	イ	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 洗浄施設 【顔料または中間原料の洗浄施設】	1622 無機顔料製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ロ ハ ニ ホ	ろ過施設 【酸化チタン製造業におけるオリバーフィルターおよびリーフィルターならびに群青製造業におけるフィルタープレス】 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機【遠心力により物質を分解する施設】 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 【群青製造業における水ひ槽】 廃ガス洗浄施設【23のロと同じ】		
27	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ろ過施設【7のハと同じ】 遠心分離機【26のハと同じ】 硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 【粗製活性炭を塩酸で洗浄するための洗浄槽または粗製二硫化炭素を水洗する洗浄槽】 青酸製造施設のうち、反応施設 よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 【樹脂法よう素製造施設のうちの吸着塔およびよう素銅法よう素製造施設のうちのドルシクナー】 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 【水酸化マグネシウムを沈殿させるシクナー】 バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 廃ガス洗浄施設【23のロと同じ】 湿式集じん施設【24のホと同じ】	162 無機化学工業品製造業の業種（25号および26号を除き、無機農薬原体製造業（原体と製剤が同一である場合を含む。）を含む。）	
28	イ ロ ハ ニ ホ ヘ	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 湿式アセチレンガス発生施設 【カーバイトに水を加えアセチレンガスを発生させる施設】 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 塩化ビニルモノマー洗浄施設 クロロプレンモノマー洗浄施設	1632 脂肪族系中間物製造業のうちの塩化ビニルモノマーまたはアセチレン法によるプロロプレンモノマー製造業 1635 プラスチック製造業のうちのポリビニルアルコール製造業（エチレン酢酸ビニルモノマーを原料とするものに限る。）およびアセチレン製造業（カーバイトを原料にするものに限る。）	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
29	イ ロ ハ	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ベンゼン類硫酸洗浄施設 【ベンゼン等芳香族油を硫酸に直接接触させて洗浄する施設】 静置分離器 【コールタール製品製造工程中で油と水を分離する施設】 タール酸ソーダ硫酸分解施設 【タール酸ソーダ水溶液を硫酸に接触させてタール酸と硫酸ソーダ水溶液を分離する施設】	1639 その他の有機化学工業製品製造業のうちコールタール製品製造業	
30	イ ロ ハ ニ	発酵工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【原料の洗浄、蒸煮から発酵槽へ仕込み前までの工程における施設】 蒸留施設 【アルコール発酵法によるアセトン等の蒸留施設】 遠心分離機 【発酵槽から取り出したものから水溶液を分離するための遠心分離機（26のハと同じ）】 ろ過施設 【7のハと同じ】	1633 発酵工業ただし、第5号、第10号及び第15号の業種を除く。	
31	イ ロ ハ	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	1639 その他の有機化学工業品製造業のうちメタン誘導品製造業	
32	イ ロ ハ ニ	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ろ過施設【7のハと同じ】 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 【反応によって生成された物質から水その他の液体を用いて不要成分を洗い流す施設】 遠心分離機【26のハと同じ】 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】	1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業のうち有機顔料製造業および合成染料製造業（原料として用いられる環式中間部角製造業を除く。）	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 【フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂等を製造するため縮合反応工程において使用する反応釜およびコンデンサー】 ロ 洗浄施設 【不純物、付着物を取り除くため中間製品を水で洗浄する施設（直接水冷式の押出機を含む。）】 ハ 遠心分離機【26のハと同じ】 ニ 静置分離機 【液液分離または固液分離に使用するデカンター】 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 【塩化水素ガスを除去するための洗浄塔および精製工程における蒸留塔】 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】 ヌ 湿式集じん施設【24のホと同じ】	1635 プラスチック製造業	旧分類2037が1735に変更される。（平成14年）
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 【7のハと同じ（凝固工程または洗浄工程で用いる振動篩型の分類施設を含む。）】 ロ 脱水施設 【蒸留またはろ過以外の方法により脱水する施設】 ハ 水洗施設 【SBR製造施設における水洗タンク等重合物を水洗する施設】 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	1636 合成ゴム製造業	旧分類2038が1736に変更される。（平成14年）

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
35	イ ロ ハ	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 蒸留施設 【精製工程において使用する蒸留施設】 分離施設 【遠心分離機等の反応により精製された物質から汚水を分離する施設】 廃ガス洗浄施設【23のロと同じ】	1639 その他の有機化学工業 製品製造業のうちの天然 ゴムまたは各種合成 ゴムの品質改良加工に 使用する有機合成化合物の製造業	
36	イ ロ ハ	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 廃酸分離施設 【ABSの原料であるアルキルベンゼン、アルコールまたはアルコールの酸化エチレン縮合物をスルホン化または硫酸化する際における過剰の硫酸を水で洗浄分離する施設】 廃ガス洗浄施設 【23のロと同じ（硫酸ミスト、廃ガス等を捕集するミストセパレーター、アシドスクラバー、アルカリススクラバー、コットレル）】 湿式集じん施設【24のホと同じ】	1642 石けん・合成洗剤製造業の業種のうちの家庭用または工業用合成洗剤製造業	
37	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 洗浄施設【33のロと同じ】 分離施設 【気液分離、液液分離または固液分離に使用する蒸留塔、抽出設備等の水分を分離する施設（ハの施設を除く。）】 ろ過施設【7のハと同じ】 アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して製造される誘導品を含む。） 1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）のうちの石油化学系製品製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ル ヲ ワ カ ヨ タ	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】		
38	イ ロ	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料精製施設 【原料油中の不純物の沈降、吸着施設】 塩析施設 【アルカリ塩析、食塩塩析または仕上塩析を行う施設】	1642 石けん・合成洗剤製造業の業種のうちの浴用石けん、洗濯石けんまたはその他の用途の製造業	
38の2		界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)		平成25. 5. 25政令に追加
39	イ ロ	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 脱酸施設 【遊離脂肪酸を除去するためアルカリで中和し、生じた石けん（フツ）を除去する施設およびそれを温水で洗浄する施設】 脱臭施設 【白土処理後の硬化油の脱臭を行うための真空脱臭缶】	1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうちの工業用または食用の硬化油製造業	
40		脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 【脱色単蒸留、高純度品を得るための分別蒸留等のための蒸留塔】	1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうちの脂肪酸製造業および精製脂肪酸製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
41	イ ロ	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 洗浄施設 【不純物の除去のための工程中の香料を洗浄する施設】 抽出施設 【動植物原料から香料の成分を溶媒により抽出する施設】	1693 香料製造業	
42	イ ロ ハ	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【写真用のゼラチンの製造に用いる塩酸槽ならびに写真用以外の用途のゼラチンおよびにかわの製造に用いる酸づけ槽】 石灰づけ施設 洗浄施設 【水洗施設および水づけ施設】	1694 ゼラチン・接着剤製造業の業種の中のゼラチンまたはにかわ製造業	
43		写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 【感光乳剤の感光度の向上のため可溶性の塩類を溶出する水洗施設】	1695 写真感光材料製造業	
44	イ ロ	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【ステックラックを洗浄し、脱水する施設】 脱水施設 【白ラックの製造のための脱水施設】	1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業の業種の中の天然樹脂製品製造業	
45		木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 【フルフラールを含む水蒸気を粗留するストリップパー】	1696（天然樹脂製品・木材化学製品製造業）の業種の中の木材化学製品製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
46	イ ロ ハ ニ	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 水洗施設 【副生不純物を水で洗い流す施設】 ろ過施設 【7のハと同じ】 ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 廃ガス洗浄施設 【23のルと同じ】	28号から45号までの種類以外の有機化学工業製品の製造業（合成染料、有機顔料の原料として用いられる環式中間物、フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、人工甘味剤等の製造業、アシリン、ベタノコトール、ドビアス酸、無水マイレン酸等の製造業および有機農薬原体製造業（原体と製剤が同一である場合を含む。）	
47	イ ロ ハ ニ ホ	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 動物原料処理施設 【動物原料を磨砕、破砕浸せき、湯煮または蒸煮する施設】 ろ過施設【7のハと同じ】 分離施設【35のロと同じ】 混合施設 【令第2条の各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）を含有する医薬品原料を混合する施設（稼働中に水が排出されないものであつても、洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。）】 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】	165 医薬品製造業	
48		火薬製造業の用に供する洗浄施設 【ニトログリセリン製造用の洗浄槽、ニトロセルロール製造用の煮洗槽精洗槽】	1691 火薬類製造業	
49		農薬製造業の用に供する混合施設 【有害物質を含有する農薬原体を混合する施設（稼働中に水が排出されない場合であつても洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。）】	1692 農薬製造業の業種（無機または有機農薬原体製造業（原体と製剤が同一である場合を含む。）を除く。）	
50		有害物質を含有する試薬の製造施設の総体	1697 試薬製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
51	イ ロ ハ ニ ホ	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの 脱塩施設 【原油中に含まれる塩類を原油の蒸留前に化学的または電氣的に除去する施設】 原油常圧蒸留施設 脱硫施設 【揮発油、灯油、軽油または重油留分中に含まれるいおう分を除去する施設】 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 【揮発油、灯油または軽油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備】 潤滑油洗浄施設 【潤滑油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備】	171 石油精製業	
51の2		自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 【成型されたゴムを直接蒸気または温水により加熱し加硫を行う施設】	1911 自動車タイヤ・チューブ製造業 1932 ゴムホース製造業 1933 工業用ゴム製品製造業 1994 更正タイヤ製造業 1999 他に分類されないゴム製品製造業のうちゴム板製造業	昭和57. 1. 1政令に追加。
51の3		医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1992 医療・衛生用ゴム製品製造業 1999 他に分類されないゴム製品製造業のうちのゴム手袋製造業、糸ゴム製造業、ゴムバンド製造業	昭和57. 1. 1政令に追加。

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
52	イ ロ ハ ニ ホ	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 洗浄施設 革または毛皮の製造に用いる原皮の水洗施設 および革の製造に用いる脱灰施設 石灰付け施設 【石灰づけドラム（パドルを含む。）】 タンニンづけ施設 【タンニンづけ槽（ロッカー、レヤー槽、リタンネーデ再鞣槽およびドラムを含む。）および渋はき槽】 クロム浴施設 【クロムなめし用ドラム（パドルを含む。）】 染色施設 【革の製造に用いる中和・染色（漂白を含む。）・加脂ドラムおよび毛皮の製造に用いる染色ドラム】	201 なめし革製造業 208 毛皮製造業	
53	イ ロ	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 研磨洗浄施設 【硅石、金剛砂、べんがら等を水とともにグラインダーにかけて磨加工を行い合わせて洗浄する施設およびワイヤーブラシ等で水洗する施設（フロスト加工設備は65号に該当する。）】 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】	211 ガラス・同製品製造業 2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業 3297 眼鏡製造業（枠を含む。）（枠のみを製造するものを除く。）	
54	イ ロ ハ	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 抄造施設 【丸鋼式シリンダーで石綿とセメントをろ過し、フィルムにしてフェルトにのせメーキングロールに巻きつける装置】 成型機【加圧または遠心力によりセメント製品を成型する施設】 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 【適当な温度と湿度を与えてセメント及び同製品を硬化熟成させる施設】	212 セメント・同製品製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
55		生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント 【生コンクリートを製造するプラントの総体（コンクリートミキサー車を除く。）】	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事を除く。） 08 設備工事業で生コンクリートを製造するもの 2122 生コンクリート製造業	
56		有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 【顔料、有機溶剤等の原料を混合するバッチ式ミキサー】	合成樹脂エマルジョンに顔料、骨材等を加え、これを混合攪拌して有機質砂壁材を製造する業種	
57		人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 【冷却槽を附帯している成型機】	2161 炭素質電極製造業のうち黒鉛電極製造業	
58	イ ロ ハ ニ	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 水洗式破碎施設 【湿式クラッシャー（破碎機）、湿式ミル等水を使用しつつ原料を破碎する施設】 水洗式分別施設 【湿式トロンメル、湿式振動ふるい、クラッシャーファイアー、サイクロン、水簸等水を利用して原料を分別、分級する施設】 酸処理施設 【窯業原料用の原石中に含まれる鉄分等を酸液により溶解除去する施設】 脱水施設【フィルターおよびフィルタープレス】	055 窯業原料用鉱物鉱業 2148 陶磁器用はい土製造業 2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業のうちうわ薬製造業	
59	イ ロ	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 水洗式破碎施設 【散水しながらクラッシャーにより原石の破碎を行う施設】 水洗式分別施設 【原石を循環水または新水により洗浄しつつ分別、分級する施設】	2181 碎石製造業 2186 鉱物・土石粉碎等処理業	
60		砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 【59のロと同じ】	0548 砂・砂利・玉石採取業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
61		鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	22 鉄鋼業	
	イ	タール及びガス液分離施設 【三連槽、加圧分離槽、デカンタ、デターラ、セパレーター等コークス炉ガス中のタール分およびガス液を分離する施設】		
	ロ	ガス冷却洗浄施設 【コークス炉ガスからベンゾール類を捕集する工程において水とコークスを直接接触させ冷却洗浄する施設、高炉から発生する高炉ガス中のダストを分離除去するための施設及び非燃焼式転炉から発生する転炉ガス中のダストを分離除去するための施設】		
	ハ	圧延施設 【分塊、厚板、薄板、条鋼、鋳材、鋼管等の製造における熱間圧延施設、冷間圧延施設および引枝機】		
	ニ	焼入れ施設 【金属熱処理のために使用する焼入れ槽および焼入れ装置（浸炭焼入れに使用する焼入れ槽を含む。）】		
	ホ	湿式集じん施設【24のホと同じ】		
62		非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	23 非鉄金属製造業	
	イ	還元そう 【セレン等の精製工程において金属酸化物を還元する施設】		
	ロ	電解施設（熔融塩電解施設を除く。） 【電解そうおよびこれに付属する施設（熔融状態における非鉄金属の塩類の電解に係る施設を除く。）】		
	ハ	焼入れ施設 【金属熱処理のために使用する焼入れ槽および焼入れ装置】		
	ニ	水銀精製施設 【空気の吹込みによる不純物の酸化、化学薬品による不純物の溶出等により低純度の水銀中の不純物を除去する施設】		
	ホ ヘ	廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】 湿式集じん施設【24のホと同じ】		

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
63	イ ロ ハ ニ ホ	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 焼入れ施設【61のニと同じ】 電解式洗浄施設 【航空機部品、自動車部品等のメッキの前処理のための電解式による脱脂施設、電解式によるこれら部品の酸洗施設、電解式による鋼材、鋼板等のさび取り施設（電気メッキ施設に付属しているものは、66号の施設に該当する。）】 カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 【カドミウムまたは鉛を含む電極材料に電氣的化学特性を付加するための化成槽およびこれに付帯する水洗施設（乾燥施設を除く。）】 水銀精製施設 【62のニと同じ】 廃ガス洗浄施設 【23のルと同じ（塗装ブースから吸引した大気の洗浄槽を含む。）】	24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業	
63の2		空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5361 空瓶・空缶等空容器卸売業のうち空瓶卸売業	昭和57. 1. 1政令に追加。
63の3		石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設	3311 発電所のうち火力発電所	平成13. 7. 1政令に追加。
64	イ ロ	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの タール及びガス液分離施設 【61のイと同じ】 ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 【水封器、スクラバー、湿式脱硫化水素施設および湿式脱シアン塔】	3411 ガス製造工業 173 コークス製造業	
64の2	イ ロ	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）または自家用工業用水道（同法21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が10,000m³/日未満の事業場に係るものを除く。） 沈殿施設 ろ過施設		昭和51. 1. 1政令に追加。

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
65		酸又はアルカリによる表面処理施設 【金属製品およびプラスチック製品の酸またはアルカリによる洗浄施設（陽極酸化処理施設、酸またはアルカリを使用する化成被膜施設、エッチング施設、ガラス製品の弗酸による洗浄施設、フェノール類による塗料はく離施設およびドラム缶のアルカリ洗浄施設）】		
66		電気めっき施設 【電気化学的に金属めっきを行う施設の総体（前処理または後処理工程における洗浄、脱脂、酸洗、中和または水洗のための施設ならびにめっき工程中のめっき浴回収、濃縮、ろ過、酸洗、または水洗（フォッグスプレーを含む。）のための施設を含む。）】		
66の2		エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）		平成24. 5. 25政令に追加。
66の3	イ ロ ハ	旅館業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ちゅう房施設 【調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設】 洗濯施設 【洗濯機、脱水機等が配置され、その施設内において専ら洗濯が行われる施設】 入浴施設 【浴槽を設け、人を入浴させる施設】	一 旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）	昭和49. 12. 1政令に追加。
66の4		共同調理場に設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	一 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設	昭和63. 10. 1政令に追加。
66の5		弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	772 配達飲食サービス業のうち仕出し料理・弁当屋 0997 すし・弁当・調理パン製造業のうち弁当製造業	昭和63. 10. 1政令に追加。
66の6		飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	761 食堂・レストラン	昭和63. 10. 1政令に追加。

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
66の7		そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。）	763（そば・うどん店） 764（すし店） 767（喫茶店） 769（その他の飲食店）	昭和63. 10. 1政令に追加。
66の8		料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が1, 500㎡未満の事業場に係るものを除く。）	7622 料亭 766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	昭和63. 10. 1政令に追加。
67		洗濯業の用に供する洗浄施設 【洗濯機（ドライクリーニング用のものを含む。コインオペレーションクリーニング営業施設に設置されるものを除く。）】	781 洗たく業	
68		写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 【写真フィルムの現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作をすべて自動式で行うもの】	746 写真業のうち写真現像業	
68の2	イ ロ ハ	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ちゅう房施設 【調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設】 洗浄施設 【機械、器具、検体、衣類等の洗浄を行う施設（写真フィルム現像洗浄施設、検査専用の廃ガス洗浄施設を含む。）】 入浴施設 【浴槽を設け、人を入浴させる施設】	ー 病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。）で病床数が300以上であるもの	昭和54. 5. 1政令に追加。
69		と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 【獣畜または死亡獣畜を解体するための施設の総体】	と畜場法第3条第2項でいうと畜場または化成場等に関する法律第1条第3項でいう死亡獣畜取扱場に該当する952（と畜場）および8891（死亡獣畜取扱業）	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
69の2	イ ロ	卸売市場（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主としてほかの卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。 卸売場 卸売業者が卸売業務を行う施設をいう。 仲卸売場 仲卸売業者が仲卸しの業務を行う施設をいう。	一 卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。）	昭和51.6.1政令に追加。
70		海洋汚染防止法第3条第14号に規定する廃油処理施設 （船舶内において生じた不要な油を処理する施設をいい、港湾の付属施設として設けられるものの他、精油所等の内部に設けられるものも含まれる。）		
70の2		自動車特定整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るものおよび71号に掲げるものを除く。） 【道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条第1号の屋内作業場】	一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車特定整備事業	昭和57.7.1政令に追加。
71		自動式車両洗淨施設 【洗淨ブラシが自動となっているもの、またはスプレー式の自動式車輛洗淨施設（ガソリンステーション、旅客、貨物運輸業等に係る事業場に設置されているものもこれに該当する。）】		

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 【機械、器具、検体等の洗浄を行う施設（写真フィルム現像洗浄施設、実験専用の廃ガス洗浄施設等を含む。）】 ロ 焼入れ施設 【金属熱処理のために使用する焼入槽及び焼入装置（浸炭焼入れに使用する焼入槽を含む。）】	一 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査または専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの 水質汚濁防止法施行規則第1条の2 1 国または地方公共団体の試験研究機関（人文学科のみに係るものを除く。） 2 大学およびその附属試験研究機関（人文学科のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文学科のみに係るものを除く。）または製品の製造もしくは技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産または工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設	昭和49. 12. 1政令に追加。
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理および清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設		昭和54. 5. 10政令に追加。
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの	1 汚泥の脱水施設（処理能力10m³/日超） 3 汚泥（PCB処理物除く。）の焼却施設（処理能力5m³/日超） 4 廃油の油水分離施設 （処理能力10m³/日超）※海洋汚染防止法§3⑭の廃油処理施設を除く 5 廃油（廃PCB等除く。）の焼却施設（処理能力1m³/日超）※海洋汚染防止法§3⑭の廃油処理施設を除く 6 廃酸・廃アルカリの中和施設（処理能力50m³/日超） 8 廃プラスチック類 （PCB汚染物除く。）の焼却施設（処理能力0.1t/日超） 11 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	昭和57. 1. 1政令に追加。

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式排ガス洗浄施設を有するものに限る。）	12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	平成10. 6. 17政令に追加。
71の5		トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） 【機械や金属に付着した油等をトリクロロエチレン等によって洗浄する施設等】		平成3. 10. 1政令に追加。 平成11. 3. 1ジクロロメタン追加。
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） 【洗浄等に使用後、油等が混じったトリクロロエチレン等を蒸留して再使用可能なトリクロロエチレン等を抽出する施設等】		平成3. 10. 1政令に追加。 平成11. 3. 1ジクロロメタン追加。
72		し尿処理施設 【し尿浄化槽以外のし尿処理施設および建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽（し尿処理を専業とするものに限らず、事業場、団地等に併設されるものを含む。）】		
73		下水道終末処理場（下水道法第2条第6号に規定する施設）		
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設 【複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設又は特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）】		

（参考：日本標準産業分類（昭和24年制定、令和5年最終改正）

2 条例の汚水等排出施設

(法第29条) (条例第2条第9号、規則第5条・別表第3 昭和47年規則58号)

規則別表号番号	施設の種類	産業分類・適用業種等	沿 革 等
1	湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設	水質汚濁防止法施行令別表第一各号に掲げる業に用いる以外のもの	

3 法の有害物質貯蔵指定施設

(法第5条第3項) (令第4条の4)

有害物質（令第2条に規定する物質）を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいう。

4 構造等に関する基準及び定期点検の方法

(法第12条の4、第14条第5項) (規則第8条の2、第9条2の2)

(条例第29条の2) (規則第89条第2項)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（条例に定める健康有害物質使用汚水等排出施設を含む。）を設置している者は、当該施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のために遵守すべき構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

また、これを定期に点検し、その結果を記録し、保存しなければならない。（構造等に関する基準及び定期点検方法については次表参照）

なお、適用される基準は、以下のとおり2つに区分されている。（当該施設が水質汚濁防止法改正の施行時点（平成24年6月1日）で設置済み又は設置中である場合に既設と判断）

A基準：新設の施設を対象とした措置

B基準：既設の施設を対象とした措置

ただし、条例で規定する施設については、改正条例の施行時点（平成25年10月1日）で既存対象施設が存在しなかったことから、A基準が適用される。

表1-1 ～ 1-2 床面及び周囲にかかる基準

表2-1 ～ 2-2 施設本体にかかる基準

表3-1 ～ 3-2 施設本体に付帯する配管等にかかる基準（地上配管）

表4-1 ～ 4-2 施設本体に付帯する配管等にかかる基準（地下配管）

表5-1 ～ 5-2 施設本体に接続する排水溝等

表6-1 ～ 6-2 地下貯蔵施設

表7 使用の方法

〈参考〉(132～133 ページ)

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表

表 1－1 床面及び周囲（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法			
A基準	第8条の3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第8条の6に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。			
		別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）			
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
		1 施設本体が設置される床面及び周囲（第8条の3ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	
2 施設本体が設置される床面及び周囲（第8条の3ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上			

表 1－2 床面及び周囲（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法			
A基準	第8条の3に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検			
B基準	（附則）第3条 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第8条の3に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第8条の3に規定する基準に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第8条の3に規定する基準に適合すること。	（附則）第3条（左欄からの続き） 2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の1の項から3の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。			
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
		1 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	
		2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。				

表 2－1 施設本体（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A基準	基準なし	（点検事項及び回数） 第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋） <table border="1"> <tr> <td>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</td><td>点検を行う事項</td><td>点検の回数</td></tr> <tr> <td>3 施設本体</td><td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td></td><td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上									
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上									

表 2－2 施設本体（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法
A基準	基準なし	※表2－1 施設本体（新設）を参照。
B基準	基準なし	※表1－2 床面及び周囲（既設）を参照。

表 3－1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A基準	第8条の4 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 1 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。 イ 次のいずれにも適合すること。 （1）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 （2）有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 （3）配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。 2 略	第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。		
		別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）		
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		4 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上

表 3－2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A基準	第8条の4第1号に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検		
B基準	(附則) 第4条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第8条の4に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 1 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。 2 略	(附則) 第4条 (左欄の続き) 2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の4の項から6の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。		
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		1 配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

表4-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法	
A基準	第8条の4 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 1 略 2 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。 イ 次のいずれにも適合すること。 （1） トレンチの中に設置されていること。 （2）（1）のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 次のいずれにも適合すること。 （1）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 （2）有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 （3）配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じ	第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。	
	別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）		
	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
	5 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		1年に1回以上	
6 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年 ^(※) に1回以上。 ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。	
※ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法（昭和23年法			

	られていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	律第186号) 第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、1月)に1回以上行う場合にあっては、3年
--	---	--

表4-2 施設本体に付帯する配管等(既設地下配管)(既設)

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法			
A基準	第8条の4第2号	第9条の2の2の規定に基づく点検			
B基準	(附則) 第4条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第8条の4に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 1 略 2 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。 イ トレンチの中に設置されていること。 ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	(附則) 第4条（左欄からの続き） 2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の4の項から6の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。			
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
		2 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	
			トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	
3 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上			

表 5－1 排水溝等（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A基準	第8条の5 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること 2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋） <table border="1"> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th><th>点検を行う事項</th><th>点検の回数</th></tr> <tr> <td>7 排水溝等</td><td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>1年（※）に1回以上</td></tr> </table> ※ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	7 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年（※）に1回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
7 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年（※）に1回以上						

表 5－2 排水溝等（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A基準	第8条の5に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検		
B基準	(附則) 第5条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第8条の5に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 1 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	(附則) 第5条（左欄からの続き） 2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の7の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。		
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
			排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上

表 6－1 地下貯蔵施設（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A基準	第8条の6 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。1 次のいずれにも適合すること。	第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。		
	イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。	別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）		
	ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
	ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。	8 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年（※）に1回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	※ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであつて消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年		
※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表3-1 又は4-1 を参照				

表6－2 地下貯蔵施設（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法			
A基準	第8条の6に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検			
B基準	(附則) 第6条 地下貯蔵施設(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第8条の6に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 2 次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。 3 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	(附則) 第6条 (左欄からの続き) 2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の8の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第3号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。			
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
		1 地下貯蔵施設(2の項に掲げるものを除く。)	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上	
		2 地下貯蔵施設(前項第2号に適合するもの及び前項第3号に適合するもの(第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。))に限る。)	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする	
※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表3-2 又は4-2 を参照					

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法
A基準	第8条の7 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 2 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	第9条の2の2 (略) 2 法第14条第5項の規定による使用の方法に関する点検は、第8条の7第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1年に1回以上点検を行うものとする。
B基準	※A基準を参照	※A基準を参照

表 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表

A基準		第8条の3 床面及び周囲			第8条の4第1号 配管等(地上)			第8条の4第2号 配管等(地下)			第8条の5 排水溝等		第8条の6 地下貯蔵施設			第8条の7	
		1号		2号	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	1号	2号	地下貯蔵施設		配管等	使用の方法	
		ただし書	1号	2号									1号・別表第1 80の項下欄 (イ)内	2号			
構造・設備	地下浸透防止	●不浸透材による構造 ▲(種類・性) 状に(仮) 雄壁可能		●床下点検料による構造 ▲(種類・性) 状に(仮) 雄壁可能	○同等以上	—	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	1号十別表第1の7の項下欄(ロ)内 ●強度 ●耐性 ●耐性 ▲(種類・性) 状に(仮) 雄壁	○同等以上	●濡えい等 防止構造・材質(タンク室内、二重壁等) ▲耐腐食	●濡えい等 防止構造・材質(タンク室内、二重壁等) ▲耐腐食	○同等以上	配管等を参照	地下浸透等しない方法、適正な処理 ・管理要領(使用の方法、その品検査内容、回収)※	
	流出防止	●防液堤等 ○同等以上															
	濡えい防止																
	濡えい等防止 (濡えい、地下浸透)					○同等以上											
管理	飛散・流出・浸透防止						(目視による) 雄壁に雄壁で雄壁するよう床面から離して設置	(トレンチ) ●トレンチ中設置 ●不浸透材・料構造 ▲(種類・性) 状に(仮) 雄壁									
	目視等 設備等の確認	Y	M	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	3Y						
定期点検	検査						Y	3Y	3Y	●濡えい点検・							

(注) 定期点検による異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
(備考) 3Y:3年1回以上、Y:1年1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す○

B基準		附則第3条		施設本体	附則第4条1号		附則第4条2号			附則第5条		附則第6条			使用の方法	
		床面及び周囲			配管等(地上)	配管等(地下)		排水溝等		地下貯蔵施設						
		1号	2号			イ	ロ	ハ	1号	2号	1号	2号	3号	配管等		
構造・設備	地下浸透防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合	規定せず												
	流出防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合													
	漏えい防止															
	漏えい・地下浸透防止															
管理	漏えい又は地下浸透・確認の構造又は設備	【底面】(条件: ・施設本体が床面に接しているかつ ・接する床面はA基準に適合) ●漏えい等確認構造(検査管等) ○同等以上	【底面】(条件: ・下部の床面はA基準に適合) ●漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置		●目視により確認できるように設置	●トレンチ中設置	●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	○同等以上	●地下浸透確認構造(検査管、流量変動把握等)	○同等以上	●水の量を確認する措置 ●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	●水の量を確認する措置 ●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	●内部コーティング	○同等以上	配管等を参照	● →A基準に適合
	飛散・流出・浸透防止															
	目視等	【底面以外】 Y	【底面以外】 Y	Y	6M	6M (配管) (トレンチ)			6M							
	破壊等の異常の確認													Y ・漏えい点検 ○同等以上	○同等以上	
定期点検	漏えい・浸透・流出の有無	【底面】※ M	【底面】※ M	Y※ 又は 左記、床面及び周囲の方法で行う	6M (配管)											
	設備使用	【底面】※ M ・漏えい等の校知							M(3M※) ・漏えい等の校知							
備考		※目視又は漏えい等を確認するための装置の適切な配置以外の方法による場合は、方法に応じた適切な回数で実施		※床面及び周囲の基準がA基準に適合する場合												※A基準に適合しない場合は規定されず

(注)定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。

(備考1) Y:1年1回以上、6M:6月1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上； ●要件、▲必要な場合、○同等以上； 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す口

(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

第4節 その他の基準等

1 緊急時の措置（法第18条、令第6条）

都道府県知事が、排出水の量の減少等の措置命令などを発動する場合は、次の場合である。

異常な湧水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度（人の健康に係る物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

2 事故時の措置（法14条の2）

（1）事故時の措置の対象者

ア 特定事業場の設置者 イ 指定事業場の設置者 ウ 貯油施設等の設置者

（2）対象となる事故の種類

ア 特定事業場の設置者 有害物質を含む水若しくはその汚染状態が生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水の公共用水域への流出、又は地下浸透
イ 指定事業場の設置者 有害物質又は指定物質を含む水の公共用水域への流出、又は地下浸透
ウ 貯油施設等の設置者 油を含む水の公共用水域への流出、又は地下浸透

（3）指定物質（60物質）（令第3条の3）

ホルムアルデヒド	ヒドラジン	ヒドロキシルアミン	過酸化水素
塩化水素	水酸化ナトリウム	アクリロニトリル	水酸化カリウム
アクリルアミド	アクリル酸	次亜塩素酸ナトリウム	二硫化炭素
酢酸エチル	MTBE	硫酸	ホスゲン
1,2-ジクロロプロパン	クロルスルホン酸	塩化チオニル	クロロホルム
硫酸ジメチル	クロルピクリン	ジクロロボス又はDDVP	オキシデプロホス又はESP
トルエン	エピクロロヒドリン	スチレン	キシレン
p-ジクロロベンゼン	フェノブカルブ又はBPMC	プロピザミド	クロロタロニル又はTPN
フェニトロチオン又はMEP	イプロベンホス又はIBP	イソプロチオラン	ダイアジノン
イソキサチオン	クロルニトロフエン又はCNP	クロルピリホス	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
アラニカルブ	クロルデン	臭素	アルミニウム及びその化合物
ニッケル及びその化合物	モリブデン及びその化合物	アンチモン及びその化合物	塩素酸及びその塩
臭素酸及びその塩	クロム及びその化合物（六価クロムを除く。）	マンガン及びその化合物	鉄及びその化合物
銅及びその化合物	亜鉛及びその化合物	フェノール類及びその塩類	ヘキサメチレンテトラミン
ペルフルオロオクタ酸及びその塩（PFOA）	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）及びその塩（PFOS）	アニリン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

（4）貯油施設等（令第3条の5）

ア 油を貯蔵する貯油施設 イ 油を含む水を処理する油水分離施設

（5）対象となる油の種類（令第3条の4）

ア 原油 イ 重油 ウ 潤滑油 エ 軽油 オ 灯油 カ 揮発油 キ 動植物油

3 生活排水対策

水質汚濁防止法の一部改正（平成27年法律第38号、平成27.6.22公布、平成27.9.22施行）により、生活排水対策を総合的に推進していくための枠組みが設定された。その概要は次のとおり。

新しく設けられた生活排水対策に関する規定の概要	法律条文
1 目的規定の改正	
● 水質汚濁防止法の目的に、生活排水対策の実施を推進することを加える	1 条
2 生活排水の定義	
● 「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水をいうこととした。	2 条 9 項
3 生活排水対策に係る行政及び国民の責務の明確化	
(行政の責務)	
● 市町村は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水処理施設の整備及び生活排水対策の啓発等の実施に努めなければならない。	14 条の 5 1 項
● 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施設の実施及び市町村が行う生活排水対策の総合調整に努めなければならない。	同条 2 項
● 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するための技術上及び財政上の援助に努めなければならない。	同条 3 項
(国民の責務等)	
● 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。	14 条の 6
● 生活排水を排出する者は、生活排水の処理に資する設備の整備に努めなければならない。	14 条の 7
4 生活排水対策の計画的推進	
(生活排水対策重点地域)	
● 都道府県は、水質環境基準が確保されていない等生活排水対策の実施が特に必要であると認められる地域を「生活排水対策重点地域」に指定する。	14 条の 8
(生活排水対策推進計画の策定)	
● 生活排水対策重点地域に指定された場合は、当該地域内の市町村は、生活排水処理施設の整備、啓発事業の進め方等に関して生活排水推進計画を定める。	14 条の 9

第5節 その他

1 水質汚濁防止法届出事項一覧

番号	届出等を必要とする場合	届出等の期間	法令等条文	届出等様式
1	特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（法）又は汚水等排出施設（条例）を設置（新設、増設）しようとするとき	実施の制限があるので、工事着工予定日の少なくとも60日前（法第9条）（条例第28条）	法第5条第1項、第2項 法第5条第3項 条例第24条	特定施設設置届出書（省令様式第1） 汚水等排出施設設置届出書（県要綱様式第6号）
2	事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たに特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）として指定されたとき（設置工事中を含む。）	新たに特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）となった日から30日以内	法第6条第1項 条例第25条	
3	上記1、2の届出をした特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）の次の事項を変更しようとするとき （1）構造 （2）設備（有害物質関係施設のみ） （3）使用の方法 （4）汚水等の処理の方法（有害物質貯蔵指定施設除く） （5）排出水（特定地下浸透水）の汚染状態及び量（有害物質貯蔵指定施設除く） （6）浸透の方法（特定地下浸透水がある場合のみ） （7）用水、排水の系統	実施の制限があるので、工事着工予定日の少なくとも60日前（法第9条）（条例第28条）	法第7条 条例第26条	
4	届出書に記載した （1）届出者の住所、名称又は代表者氏名 （2）工場、事業場の名称又は所在地に変更があったとき	変更後30日以内	法第10条 条例第28条第2項	氏名変更等届出書（省令様式第5） （県要綱様式第2号）
5	届出をした特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）の使用を廃止したとき	使用廃止後30日以内	法第10条 条例第28条第2項	使用廃止届出書（省令様式第6） （県要綱様式第3号）
6	届出をした者から特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）を譲り受け、借り受け、又は相続、合併により承継したとき	承継後30日以内	法第11条第3項 条例第28条第2項	承継届出書（省令様式第7） （県要綱様式第4号）

番号	届出等を必要とする場合	届出等の期間	法令等条文	届出等様式
7	事故が発生し、有害物質を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるとき	直ちに	法第14条の2第1項	定めはない
8	事故が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるとき	直ちに	法第14条の2第2項	定めはない
9	事故が発生し、油を含む水が、貯油事業場等から公共用水域に排出され又は地下浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるとき	直ちに	法第14条の2第3項	定めはない

(注) 総量規制に関わる部分は省略した。

2 水質汚濁防止法罰則一覧

(最近改正令和4年6月17日)

1	特定施設、有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置若しくは変更届出に対する計画変更命令（廃止を含む。）又は特定施設、有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備（有害物質関係施設のみ）、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法等に対する改善命令（排水若しくは特定地下水の浸透又は有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を含む。）に違反した者（第8条、第13条第1項、第13条の2第1項、第13条の3第1項）	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 (法第30条)
2	地下水の浄化命令に違反した者 (第14条の3第1項、第2項)	
3	排水基準に適合しない排水を排出した者 (第12条第1項)	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 (法第31条第1項)
4	事故時における措置命令に違反した者 (第14条の2第4項)	
5	緊急時における排水量の削減等の措置命令に違反した者（第18条）	

6	3に同じ（過失の場合）	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 （法第31条第2項）
7	特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （第5条、第7条）	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 （法第32条）
8	特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （第6条）	30万円以下の罰金（法第33条）
9	実施制限期間の短縮許可を受けることなく、届出受理後60日以前に工事に着手した者（第9条第1項）	
10	排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の記録をせず、又は、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者（第14条第1項）	
11	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検の記録をせず、又は、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者（第14条第5項）	
12	法第22条に基づき知事が求めた報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
13	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前記（1～12）に違反した者	行為者のほか、法人又は人は各条項の罰金 （法第34条）
14	氏名等変更の届出（廃止を含む：第10条）又は承継届（法第11条第3項）をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料（法第35条）

（注）総量規制に関わる部分は省略した。

3 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日環水管第119号 最近改正平成24年8月8日 環水大 wat 120725002号)

項目	暫定除去基準	備考
水	水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。 ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。 $C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$ ΔH = 平均潮差 (m) J = 溶出率 S = 安全率	(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副震動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。 $\Delta H = \text{副震動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$ (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。 (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定められた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を見込むことは差し支えない。 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。 3) 2) の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100とする。
P C B	P C Bを含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、10ppm以上とする。	魚介類のP C B汚染の推移をみてさらに問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

4 地下水の浄化基準

水質汚濁防止法第14条の3に基づく地下水質の浄化命令の基準

(施行規則別表第2：平成8年7月5日総理府令第38号 最近改正平成27年9月18日省令33号)

有害物質の種類	基準値 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルピメトシリン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛 0.01
六価クロム化合物	六価クロム 0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	水銀 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	シス、トランス合計量 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン及びその化合物	セレン 0.01
ほう素及びその化合物	ほう素 1
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10
塩化ビニルモノマー	0.002
1,4-ジオキサン	0.05

注) 分析方法は、「水質汚濁防止法施行規則9条の4の規定に基づき、環境大臣が定める測定方法」
(平成8年9月19日環境庁告示55号 最近改正平成31年3月20日環告53) による。

5 水浴場の水質判定基準（環境省通知）

（１）判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- ア ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- イ 「不適」ではない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」（水質が良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これ以外のものを「水質C」とする。

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (水深 1 m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	水深 1 m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	水深 1 m未満～50cm以上
不 適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

（注）判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

（２）「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- ア 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が 1 以上あるもの。
- イ 油膜が認められたもの。

6 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）

項 目	基 準
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
濁度	2度以下
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。 また、1.0mg/L以下が望ましいこと。
二酸化塩素濃度 (二酸化塩素により消毒を行う場合)	0.1mg/L以上 0.4mg/L以下であること。 (亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。)
大腸菌	検出されないこと。
一般細菌	200CFU/mL以下
総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましい。

7 トリクロロエチレン等に適用される主な関係法令等

関係法令等	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・ 区分 ・ 環境汚染防止のための措置に関する容器、包装等の表示 ・ トリクロロエチレン又はクリーニング営業者以外の事業に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止装置に関する技術上の指針 ・ クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針	第2種特定化学物質 該 当 適 用 —————	第2種特定化学物質 該 当 適 用 適 用
環境基本法 ・ 水質汚濁に関する環境基準	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
水質汚濁防止法 ・ 有害物質を含む地下浸透水の地下への浸透 ・ 排水基準（許容限界） ・ 構造、設備及び使用の方法に関する基準 ・ 特定施設（洗浄施設、蒸留施設）の設置及び変更の届出	禁 止 0.1mg/L 該 当 該 当	禁 止 0.1mg/L 該 当 該 当
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ 公害防止管理者及び代理者の選任 汚水等排出施設で排水量が1万m ³ /日以上、の工場 汚水等排出施設で排水量が1万m ³ /日未満の工場	水質関係第1種公害防止管理者 水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1種公害防止管理者 水質関係第2種公害防止管理者
下水道法 ・ 水質基準	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
水道法 ・ 水道水質基準	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン（環境省） ・ 大気環境指針（暫定値）（年平均値）	250 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25℃、1気圧で47ppb)	230 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25℃、1気圧で34ppb)
労働安全衛生法 ・ 名称等を表示すべき有毒物 ・ 有機溶剤中毒予防規則 ・ 作業環境評価基準（管理濃度）	該 当 第1種有機溶剤 10ppm	該 当 第2種有機溶剤 25ppm
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 有害物質 ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ・ 特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付	該 当 該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当 該 当

8 ゴルフ場使用農薬に係る指導指針

通 知 名	基 準 等																																																		
「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の策定について」 環境省水・大気環境局長通知 〔令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号、最終改正：令和5年10月12日〕	ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度の指針値 ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度は、排水口（排水水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点）において、次に掲げる水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。 また、この値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるよう努めるものとする。 (1) 水濁指針値 ① 農薬取締法第4条第1項第9号に基づく、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年環境省告示第60号に定められているもの。以下「水濁基準値」という。）が設定されている農薬については、その値の10倍値 ② 別表に掲げる農薬については、同表右欄の値（暫定指導指針値） (2) 水産指針値 農薬取締法第4条第1項第9号に基づく、水産動植物被害に係る農薬登録保留基準（平成18年環境省告示第143号に定められているもの。以下「水産基準値」という。）が設定されている農薬について、その値の10倍値 別表（暫定指導指針値） <table border="1"> <thead> <tr> <th>農薬名</th><th>水濁指針値 (mg/L)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【殺虫剤】</td><td></td></tr> <tr> <td>ダイアジノン</td><td>0.02</td></tr> <tr> <td>チオジカルブ</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>トリクロルホン (DEP)</td><td>0.05</td></tr> <tr> <td>ベルメトリン</td><td>1</td></tr> <tr> <td>ペンスルタップ</td><td>0.42</td></tr> <tr> <td>【殺菌剤】</td><td></td></tr> <tr> <td>イプロジオン</td><td>3</td></tr> <tr> <td>イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩</td><td>0.061 (イミノクジンとして)</td></tr> <tr> <td>シプロコナゾール</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>チウラム (チラム)</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>チオファネートメチル</td><td>3</td></tr> <tr> <td>テトラコナゾール</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>トルクロホスメチル</td><td>1.7</td></tr> <tr> <td>バリダマイシン</td><td>9.5</td></tr> <tr> <td>ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>ベノミル</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>【除草剤】</td><td></td></tr> <tr> <td>シクロスルファミロン</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>シマジン (CAT)</td><td>0.03</td></tr> <tr> <td>トリクロビル</td><td>0.06</td></tr> <tr> <td>ナプロバミド</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>フラザスルプロシ</td><td>0.34</td></tr> <tr> <td>MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩</td><td>0.051 (MCPAとして)</td></tr> </tbody> </table> 注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。 $\text{指針値} = \{ \text{ADI (mg/kg体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ (ADIの10\%配分)} / 2 \text{ (L/人/日)} \} \times 10$ 注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合には、その値の10倍値を指針値とする。 ＜水濁基準値及び水産基準値の確認方法＞ 以下の環境省ホームページに掲載されている。 <u>※随時改正されるので確認すること。</u> （水濁基準値） https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html （水産基準値） https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html	農薬名	水濁指針値 (mg/L)	【殺虫剤】		ダイアジノン	0.02	チオジカルブ	0.2	トリクロルホン (DEP)	0.05	ベルメトリン	1	ペンスルタップ	0.42	【殺菌剤】		イプロジオン	3	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.061 (イミノクジンとして)	シプロコナゾール	0.3	チウラム (チラム)	0.2	チオファネートメチル	3	テトラコナゾール	0.1	トルクロホスメチル	1.7	バリダマイシン	9.5	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1	ベノミル	0.2	【除草剤】		シクロスルファミロン	0.8	シマジン (CAT)	0.03	トリクロビル	0.06	ナプロバミド	0.3	フラザスルプロシ	0.34	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)
農薬名	水濁指針値 (mg/L)																																																		
【殺虫剤】																																																			
ダイアジノン	0.02																																																		
チオジカルブ	0.2																																																		
トリクロルホン (DEP)	0.05																																																		
ベルメトリン	1																																																		
ペンスルタップ	0.42																																																		
【殺菌剤】																																																			
イプロジオン	3																																																		
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.061 (イミノクジンとして)																																																		
シプロコナゾール	0.3																																																		
チウラム (チラム)	0.2																																																		
チオファネートメチル	3																																																		
テトラコナゾール	0.1																																																		
トルクロホスメチル	1.7																																																		
バリダマイシン	9.5																																																		
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1																																																		
ベノミル	0.2																																																		
【除草剤】																																																			
シクロスルファミロン	0.8																																																		
シマジン (CAT)	0.03																																																		
トリクロビル	0.06																																																		
ナプロバミド	0.3																																																		
フラザスルプロシ	0.34																																																		
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)																																																		

9 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成6.4.15 水質保全局長通知 環水土第86号)

農 薬 名	種 類	評価指針値 (mg/L)
イプロジオン	殺 菌 剤	0.3以下
イミダクロプリド	殺 虫 剤	0.2以下
エトフェンプロックス	殺 虫 剤	0.08以下
エスプロカルブ	除 草 剤	0.01以下
エディフェンホス (EDDP)	殺 菌 剤	0.006以下
カルバリル (NAC)	殺 虫 剤	0.05以下
クロルピリホス	殺 虫 剤	0.03以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺 虫 剤	0.006以下
シメトリン	除 草 剤	0.06以下
トルクロホスメチル	殺 菌 剤	0.2以下
トリクロルホン	殺 虫 剤	0.03以下
トリシクラゾール	殺 菌 剤	0.1以下
ピリダフェンチオン	殺 虫 剤	0.002以下
フサライド	殺 菌 剤	0.1以下
ブタミホス	除 草 剤	0.004以下
ブプロフェジン	殺 虫 剤	0.01以下
プレチラクロール	除 草 剤	0.04以下
プロベナゾール	殺 菌 剤	0.05以下
ブロモブチド	除 草 剤	0.04以下
フルトラニル	殺 菌 剤	0.2以下
ペンシクロン	殺 菌 剤	0.04以下
ベンスリド (SAP)	除 草 剤	0.1以下
ペンディメタリン	除 草 剤	0.1以下
マラチオン (マラソン)	殺 虫 剤	0.01以下
メフェナセツト	除 草 剤	0.009以下
メプロニル	殺 菌 剤	0.1以下
モリネート	除 草 剤	0.005以下

(以上、27農薬)

10 参考

(1) 水産用水基準 ((社)日本水産資源保護協会2018年版)

水 域 項 目			淡 水 域				海 域	
			河 川		湖 沼			
			一 般	サケ・マス ア ユ	一 般	サケ・マス ア ユ		
1 有機物・栄養塩類	有機物	自然繁殖条件	(BOD) 3 mg/L以下	(BOD) 2 mg/L以下	(COD _{Mn}) 4 mg/L以下	(COD _{Mn}) 2 mg/L以下	(COD _{OH}) 1 mg/L以下 (ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸では2 mg/L以下)	
		成 育 条 件	(BOD) 5 mg/L以下	(BOD) 3 mg/L以下	(COD _{Mn}) 5 mg/L以下	(COD _{Mn}) 3 mg/L以下		
	全	燐	-		コイ・フナ 0.1mg/L以下	ワカサギ 0.05mg/L以下	サケ科・アユ 0.01mg/L以下	水産第1種0.03mg/L以下 水産第2種0.05mg/L以下 水産第3種0.09mg/L以下 ノリ養殖の最低必要濃度＝0.007～0.014（無機態リン）mg/L
	全	窒 素	-		コイ・フナ 1.0mg/L以下	ワカサギ 0.6mg/L以下	サケ科・アユ 0.2mg/L以下	水産第1種0.3mg/L以下 水産第2種0.6mg/L以下 水産第3種1.0mg/L以下 ノリ養殖の最低必要濃度＝0.07～0.1（無機態窒素）mg/L ワカメ養殖の最低必要濃度＝0.028（無機態窒素）mg/L
2	溶 存 酸 素 (DO)		6 mg/L以上	7 mg/L以上	6 mg/L以上	7 mg/L以上	6 mg/L以上（内湾漁場の夏季低層4.3mg/L以上）	
3	pH※ ¹		6.7～7.5				7.8～8.4	
4	懸 濁 物 質 (SS)		25mg/L以下 (人為的増加5mg/L以下)		(温水性魚類) 3.0mg/L以下	(サケ・マス・アユ) 1.4mg/L以下	(人為的増加分) 2mg/L以下	
			忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。日光の透過を妨げ、水産植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。		透明度 1.0m以上	透明度 4.5m以上	海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。	
5	着 色		光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。					
6	水 温		水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化のないこと。					
7	大 腸 菌 群 数		MPN1,000/100mL以下（ただし、生食カキ飼育は70/100mL以下）					
8	油 分		水中には油分が含まれないこと。水面には油膜が認められないこと。					
9	有 害 物 質		有害物質の基準値は、別表に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。					
10	底 質		河川、湖沼では有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。		乾泥として COD _{OH} （アルカリ性法） 20mg/g乾泥以下 硫化物 0.2mg/g乾泥以下 油分※ ² 0.1%以下			
					微細な懸濁物が岩面又は、礫、砂利などに付着し、種苗の着生あるいはその発育等を妨げないこと。海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の10倍を下回ること。ただしカドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の定量下限値を下回ること。ダイオキシン類の濃度は150pgTEQ/gを下回ること。			
備考								
1 ※1 生息する生物に悪影響を及ぼすほどのpHの急激な変化がないこと。								
※2 ノルマルヘキサン抽出物								
2 蓄積の可能性のある成分については人体に対する安全性を考慮した水産動植物中の許容含有量の決定をまって基準値を定める。								
3 放射性物質については関係法規に定められた基準に従う。								
4 分析方法は環境庁告示の公定法によるほか、海洋観測指針第1部（1999）、水質汚濁調査指針（1980）、沿岸環境調査マニュアル（底質・微生物篇）（1990）、環境測定分析法註解（1985）による。								

(別表)

項目名	単位	基準値	
		淡水域	海域
カドミウム	mg/L	0.003	0.003
全シアン	mg/L	0.005	0.001
鉛	mg/L	0.003	0.003
六価クロム	mg/L	0.0002	0.01
砒素	mg/L	0.01	0.01
総水銀	mg/L	0.0002	0.0001
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	0.001
P C B	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.006
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.002
チウラム	mg/L	0.006	—
シマジン	mg/L	0.003	—
チオベンカルブ	mg/L	0.001	0.02
ベンゼン	mg/L	0.01	0.01
セレン	mg/L	0.002	0.01
硝酸態窒素	mg/L	9	7
亜硝酸態窒素	mg/L	0.03	0.06
ふっ素	mg/L	0.8	1.4
ほう素	mg/L	1	4.5
亜鉛	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
クロロホルム	mg/L	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.1	0.07
イソキサチオン	mg/L	0.008	0.008
ダイアジノン	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
フェントロチオン (MEP)	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	mg/L	0.04	0.04
オキシ銅 (有機銅)	mg/L	0.006	—
クロロタロニル (TPN)	mg/L	0.001	0.002
プロピザミド	mg/L	0.008	—
EPN	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロボス (DDVP)	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
フェノプカルブ (BPMC)	mg/L	検出されないこと	0.003
イプロベンホス (IBP)	mg/L	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン (CNP)	mg/L	0.0009	0.08
トルエン	mg/L	0.6	0.3
キシレン	mg/L	0.4	—
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	0.001	0.06
ニッケル	mg/L	0.004	0.007
モリブデン	mg/L	0.07	0.07
アンチモン	mg/L	0.008	0.4
マンガン	mg/L	0.2	0.2
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	1
アンモニア態窒素	mg/L	0.01	0.03
残留塩素	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
銅	mg/L	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	mg/L	検出されないこと	0.1
鉄	mg/L	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ (a) ピレン	mg/L	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	mg/L	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	mg/L	—	検出されないこと
フェノール類	mg/L	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	mg/L	0.5	0.04
注：—は基準値が設定されていない。			

(2) 農業（水稻）用水基準

項 目		取水点における 基 準 値	備 考
水素イオン濃度 (pH)		6.0～7.5	1 農林省公害研究会の基準である。 2 数値はかんがい用水の取水点における許容濃度である。 3 重金属の数値は水耕液中の濃度により定めた。現地では、土壌中への蓄積活性化率等を考慮して適用する必要がある。 4 ここに示した濃度に対する水稻の感受性は天候、品種、栽培法、土壌等によって異なり、また汚濁水中に含まれる成分相互の相乗作業、拮抗作用などによって変わるものである。したがってこの基準値を利用する際には現地の諸条件を考慮し利用する必要がある。
化学的酸素要求量 (COD)		6 mg/L以下	
浮遊物質 (SS)		100mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)		5 mg/L以上	
全窒素 (T-N)		1 mg/L以下	
電気伝導度		0.3mS/cm以下	
重 金 属	砒素 (As)	0.05mg/L以下	
	亜鉛 (Zn)	0.5mg/L以下	
	銅 (Cu)	0.02mg/L以下	

